

ドイツにおける中小企業政策とケーススタディ

2021年3月23日
デュッセルドルフ事務所

本報告書の利用についての注意・免責事項

本資料はJETRO中小企業海外展開支援プラットフォーム事業の一環として、ICH Industrieanlagen Consulting & Handel GmbHの是沢正明氏に委託・作成したものです。2021年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェットロおよびICH Industrieanlagen Consulting & Handel GmbH. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェットロおよびICH Industrieanlagen Consulting & Handel GmbHが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。また、本レポートで紹介する法令等の厳密な解釈等については、EU、ドイツおよびドイツ国内の各連邦集の関連省庁および法律事務所等にもご確認いただくことをお勧めします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェットロ）
ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェットロ・デュッセルドルフ事務所

E-mail：TCD@jetro.go.jp

JETRO

I. ドイツおよび欧州における中小企業政策

ドイツにおける中小企業の支援策を調査する上で、まず中小企業とはどのような企業を指すのか、定義とその背景、及び現状をここにまとめる。

1. ドイツ中小企業の公式な定義（根拠法）

「中小企業」はドイツ語の表記では“**kleine und mittlere Unternehmen**”（**KMU**）であるが、一般的に「**ミッテルシュタント（Mittelstand）**」という言葉が広く使われている。

ドイツは EU に加盟しており、EU 加盟国は EU 法を枠組み法として適応することが義務付けられているため、基本的には中小企業の定義も EU 法に基づいたものとされている。同法上での中小企業の定義は 2003 年に法的拘束力はないが、政治的意味をもつ勧告¹として公布され、2014 年に法的拘束力を持つ EU 規則にて加盟国間共通となる中小企業の定義がなされた。尚、この定義はあくまで日本の中小企業基本法が示す定義と同様に政策対象の範囲を定めた原則であり、各国の支援策ごとに中小企業として扱われる企業の範囲は異なる²。

従って、ドイツでは上記 EU 法に基づき、公的機関による支援策の対象企業として中小企業（**KMU**）という言葉を用いる場合は原則として EU 定義の中小企業のみを指し、それ以外の企業も支援対象とする場合はその条件が別途書き加えられる³。従って、支援応募要項の中には下記に示すドイツの中小企業（**KMU**）の概念に沿うよう応募条件に追記したものや、「**ミッテルシュタント**」といった言葉が併記されることも多い。また、その他の経済戦略や評価報告書などドイツ経済に即した内容を扱う場合や、EU より予算が拠出されていない場合については、ドイツの中小企業（**KMU**）や**ミッテルシュタント**といった言葉がそのまま用いられている。

この状況を踏まえ、EU 定義、ドイツにおいてよく適応される中小企業の定義、さらに**ミッテルシュタント**の定義の違いについて、ボン中小企業研究所⁴（**Institut für Mittelstandsforschung Bonn**）及びケルン・ドイツ経済研究所（**Institut der deutschen Wirtschaft Köln**）の Röhrl（2017）⁵を参考に以下にまとめる（表 1、表 2）。

¹ [EU 勧告 2003/361/EG 号: COMMISSION RECOMMENDATION \(EU\) of 6 May 2003](#)

² [EU 一般適応除外免除規則 No. 651/2014 \(COMMISSION REGULATION\)、独: AGVO \(Allgemeine Gruppenfreistellungsverordnung\)](#) 附則 I 第 2 条第 1 項から第 3 項にて零細企業、小企業、中小企業の定義がなされている。

³ [PWC\(2019\) Evaluierung des Auslandsmesseprogramms nach § 7 Abs. 2 BHO: Abschlussbericht.](#)

⁴ [Definition - Institut für Mittelstandsforschung Bonn \(ifm-bonn.org\)](#)

⁵ [Röhrl, Klaus-Heiner \(2017\) Europäische Mittelstandspolitik: Eine kritische Bestandsaufnahme. IW-Analysen Nr. 116. Institut der deutschen Wirtschaft Köln Medien GmbH, Köln.](#)

EU での中小企業にあたる企業規模は従業員数、財務、地域との密接な関わりといった企業活動範囲から定義されている。

表 1：欧州委員会による中小企業の定義

(2005 年 1 月 1 日以降)

企業区分	従業員数		売上高 (ユーロ/年)		貸借対照表上の総資産
零細企業 (kleinst)	9 人以下	and	200 万ユーロ以下	or	200 万ユーロ以下
小規模企業 (klein)	49 人以下	and	1,000 万ユーロ以下	or	1,000 万ユーロ以下
中規模企業 (mittel)	249 人以下	and	5,000 万ユーロ以下	or	4,300 万ユーロ以下
中小企業 (総称) ((KMU) zusammen)	250 人未満	and	5,000 万ユーロ以下	or	4,300 万ユーロ以下

出所：ボン中小企業研究所⁶及び欧州委員会⁷

一方、ドイツでは、EU 定義に当てはまらない従業員数 250 名以上 500 名未満の企業も、それ以下の規模の中小企業と同水準の財政規模である、または地域密着型であるといった点はあまり変わらない。さらに企業リスクを個人が負うということ、所有者と経営者が同じであるということからも家族経営企業(資本の 50%以上を家族もしくは同族が所有)も中小企業とその構造は似通っている。このような状況から、ドイツでは家族経営企業や従業員 500 名未満の企業も含めた、「ミッテルシュタント (Mittelstand)」という企業区分を設けている。

ボン中小企業研究所 (Institut für Mittelstandsforschung Bonn)が定義する「ミッテルシュタント (Mittelstand)」は、ドイツ語圏における企業特色を表す言葉であるが、統計的な観点から見た企業区分である「中小企業 (KMU)」とは異なる。

なお、同研究所による中小企業の定義は表 2 のとおりである。零細企業、及び小規模企業セグメントの定義については、欧州委員会の定義に倣っており、各企業区分の閾値は、これらの企業を対象とした補助金やその他支援プログラムの参加対象を決定するため重要である。

⁶ <https://www.ifm-bonn.org/definitionen/kmu-definition-der-eu-kommission>

⁷ [EU \(2015\) User guide to the SME Definition, European Commission.](#)

表2 ボン中小企業研究所による中小企業の定義

(2016年1月1日以降)

企業区分	従業者数		売上高 (ユーロ/年)
零細企業 (kleinst)	9人以下	and	200万ユーロ以下
小規模企業 (klein) *	49人以下	and	200万ユーロ以上 1,000万ユーロ以下
中規模企業 (mittel) **	499人以下	and	1,000万ユーロ以上 5,000万ユーロ以下
中小企業 (総称) ((KMU) zusammen)	500人未満	and	5,000万ユーロ以下

出所：ボン中小企業研究所⁸

* 零細企業を除く

** 零細企業および小規模企業を除く

ボン中小企業研究所では、従業員数や売上高などの企業規模に基づく定義のほか、企業の所有権と経営権が誰に属するかという観点からも企業の分類を行っている。企業家の所有権と経営権がその家族と一致する場合、すなわち、①2人の家族構成員がその企業の資本の少なくとも50%を所有し、②その家族構成員が経営者になっている企業を「家族企業」と定義している。

上記に加え、欧州委員会は支援対象企業の区分として従業員数250名以上3,000名以下の企業を「ミッドキャップ (mid-cap: middle capitalisation company)」とする場合もあるが、公式の企業区分ではない⁹。この定義に従った支援対象企業区分として、従業員数500名未満で欧州委員会定義の中小企業に含まれない企業を「スモール・ミッドキャップ (Small Mid Cap)」とするケースもごくまれに見受けられる¹¹。

⁸ <https://www.ifm-bonn.org/definitionen/kmu-definition-des-ifm-bonn>

⁹ 欧州委員会 (2014) 雇用増加と成長促進を強化する EU 投資 (報道発表: 2014年11月26日)

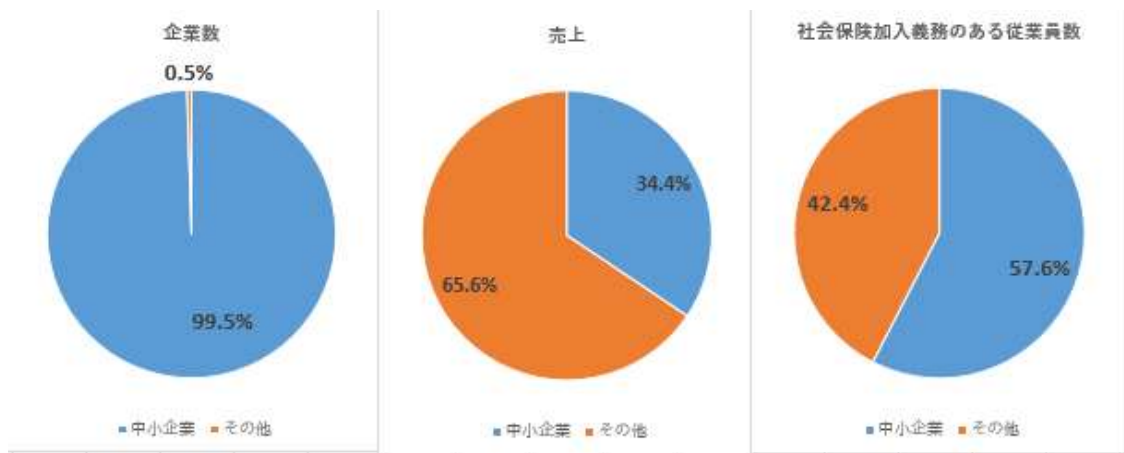
¹⁰ Günzler, R. (2018) Best Practice Guidelines. Smart4Europe Consortium. pp. 6-8.

¹¹ [バーデン=ヴュルテンベルク州信用銀行の保証プログラム](#)

2. ドイツにおける中小企業が占める割合と貢献

ボン中小企業研究所¹²によると、同研究所定義による中小企業の数、2018年現在で約350万社に上り、これはすべてのプライベート企業の99.5%を占める。これは他の欧州諸国の平均と比較しても大きい数字である。また、ドイツの中小企業は約2兆3,970億ユーロの経済的価値を創出している。これはドイツの全企業の売上の34.4%を占めるほか、全企業の純付加価値の61%以上を占めるといふ。雇用面での貢献も大きい。社会保険加入義務のある従業員を約1,777万人雇用しており、これは全体の約57.6%に相当する。すべての訓練生の82%の受け入れ先は従業員500名未満の事業主体である。また中小企業による研究開発費への投資費用は100億ユーロ以上に達する。さらに輸出額は少なくとも2,140億ユーロであり、これは全体の約16%に該当する。

図1 ボン中小企業研究所定義で区分したドイツにおける2018年の中小企業の割合

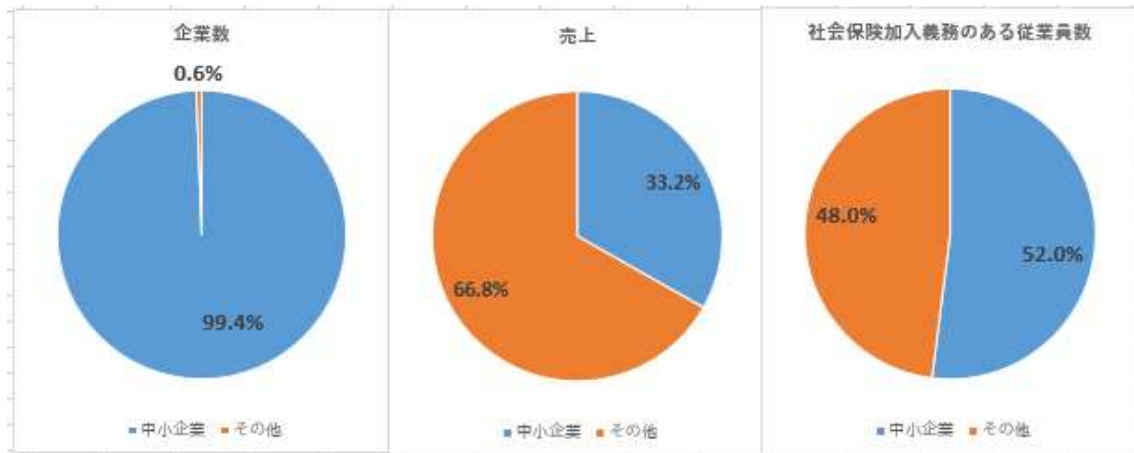


出所：ボン中小企業研究所

一方、欧州委員会の定義によると、約3,462万社が中小企業として該当し、これは全体の99.4%に相当する。これらの企業は、約2兆3,200億ユーロの課税対象売上生み出し、（全体の33.2%に相当）、社会保険加入義務のある従業員を約1,606万人（全体の52.0%に相当）雇用している。

¹² https://www.ifm-bonn.org/fileadmin/data/redaktion/ueber_uns/ifm-flver/IfM-Flver-2020.pdf

図 2：欧州委員会定義で区分したドイツにおける 2018 年の中小企業の割合



出所：ボン中小企業研究所

3. ドイツの中小企業政策体系図作成とドイツ連邦政府および州政府の役割

ドイツの中小企業支援策は欧州連合（EU）、連邦政府、州政府の 3 つのレベルに分かれており、それぞれが独立して行う施策と連携して行う施策がある。以下では、まず連邦政府及び州政府が主体となる支援策について報告する。続いて EU の支援策についても触れた後、中小企業に活用されている国外支援プログラムの実績を紹介する。

(1) 連邦政府及び州政府の中小企業政策体系図

① ドイツにおける中小企業政策の概況

ドイツでは、中小企業の国外展開に向け、連邦政府および連邦州政府により、多様な支援スキームが用意されている。これらのスキームは国や州の予算のほか、EU の予算が活用されるケースも多く、対象企業は支援プログラムごとに確認する必要がある。特に中小企業の国外展開に関する主要な支援策としては、国内外での市場情報の提供や国外ミッション派遣、見本市出展支援などが挙げられる。イノベーションが見込まれる重点産業については産業別プログラムも用意されているほか、農水分野についてもきめ細やかな支援プログラムが提供されている。

中小企業の国外展開支援事業は、「ミッテルシュタント・グローバル (MittelstandGlobal)」というブランドの下で運用され、経済エネルギー省が管轄する「中小企業の国外市場開拓プログラム (MEP:KMU-Markterschließungsprogramm)」¹³や、「輸出イニチアチブ・エネルギー (Exportinitiative Energie)」¹⁴、農業・食糧省所管の「農業・食糧分野輸出促進プ

¹³ <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/markterschliessungsprogramm.html>

¹⁴ <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/exportinitiative-energie.html>

プログラム」¹⁵などが実施されている。また、見本市を活用した支援も盛んだ。例えば、国外の有力見本市への「ジャーマン・パビリオン」設営を通じて中小企業をはじめとするドイツ企業の国外展開を支援する「国外見本市プログラム(AMP: Auslandsmesseprogramm des Bundes)」や、国内の国際見本市へのスタートアップ等の出展支援を通じ、国内外の顧客や提携候補先とのマッチング機会を提供する「若い革新的な企業のための見本市プログラム(Messeprogramm junge innovative Unternehmen)」などが挙げられる。

国外展開にあたっては、国内各地に配置される商工会議所(IHK)が窓口となるほか、世界92カ国140都市に所在する在外ドイツ商工会議所(AHK)や、世界各国50ヶ所以上に拠点をおくドイツ貿易・投資振興機関(Germany Trade & Invest : GTAI)が一般的な市場情報の提供から個別のコンサルテーション、各プログラムにおけるデレゲーション等の企画・アレンジ等を担う。

また資金面では、AKA ドイツ輸出信用銀行(AKA-Bank)やKfW-IPEX 銀行(復興金融公庫(KfW)の輸出・プロジェクトファイナンス部門)、ドイツ投資開発公社(Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft m.b.H (DEG))などが輸出支援を行う。さらに経済エネルギー省委託の下、ユーラーヘルメス信用保険会社(Euler Hermes AG)が輸出信用保証・投資信用保証などを提供している。また国外展開支援向けに限らず、ドイツ復興金融公庫(KfW: Kreditanstalt für Wiederaufbau)や各連邦州の州立銀行等でも、中小企業を対象とする融資プログラムが数多く提供されている。

近年の中小企業政策では、中小企業の競争力向上を目的に、イノベーションの創出やデジタル化対応のための支援策が多く打ち出しており、研究開発やデジタル投資への助成制度が整備されている。またクラスター政策の中でも中小企業の存在は特に重視されており、積極的に大学や研究機関等との交流促進が図られている。

近年ではスタートアップ支援が連邦・州レベルで活発に行われている。官民ファンド「ハイテク起業基金(High-Tech Gründerfonds)」などを通じたりスクマナーの提供も積極的に行われている。州レベルでもNRW州やバイエルン州、バーデン・ヴュルテンブルク州などでは、州政府機関による起業家支援が積極的に行われており、ドイツのスタートアップの聖地として知られるベルリン以外でもスタートアップエコシステムの形成・集積ができつつある。

新型コロナウイルスの感染拡大は、ドイツの中小企業にも大きな影響を及ぼしている。このような状況下において、政府は、ロックダウンによる経営悪化に対する助成や固定費補助のほか、一時給付金の支給、雇用維持を目的とした労働短縮給付金制度の拡充、KfW や保証銀行等を通じた融資や保証の提供など、様々な施策に取り組んでいる。

今後は感染拡大終息後の中長期的な経済成長実現も見据え、事業立地としてのドイツの魅力向上に向けた構造改革のほか、熟練労働者の確保やデジタル化の推進、気候保護等を重視する方針が示されている。

¹⁵ <https://www.agrarexportfoerderung.de/>

② 連邦政府の国外展開支援に関する主な政策

以下では連邦政府が主体となる主な国外展開支援政策を紹介する。

A) 「中小企業の国外市場開拓プログラム (MEP:KMU-Markterschließungsprogramm)」

- 環境技術、ヘルスケア、市民の安全保障にかかる技術やサービスなどの重点分野ほか、分野包括的な中小企業向け支援を提供。
- GTAI が運営するビジネスポータルサイト「iXPOS」によると、MEP の枠組みの下、年間 150 のプロジェクトが開催され、助成額は 1,000 万ユーロに上る。参加企業数は約 1,500 社、1 万件の商談を創出し、1 億 700 万ユーロの売上に貢献している¹⁶。
- 対象は中小企業等。大企業も参加可能だが、原則として、参加企業の少なくとも 50%は中小企業でなければならず、中小企業の参加が大企業よりも優先される。表 3 で示した通り、参加費用についても企業規模により異なる。(旅費、宿泊費、その他の生活費は以下に加えて自己負担)

表 3: 企業規模と参加費の目安

企業規模	参加費 (いずれも税別)
売上 2000 万ユーロ以下および従業員 10 名以下: 500 ユーロ (税抜)	500 ユーロ (税抜)
売上 5000 万ユーロ以下および従業員 500 名以下	750 ユーロ (税抜)
売上 5000 万ユーロ以上または従業員 500 名以上	1.000 ユーロ (税抜)

出所: iXPOS

※デジタル開催の場合には自己負担額は半額となる。

- MEP は、以下のプログラムから構成される。
 - 国内説明会 (Informationsveranstaltungen)
 - ・ 輸出や新たな市場、新たな市場セグメントに関心のある企業を対象。
 - ・ 1 日完結型のイベント開催を通じ、市場進出に際しての最初のオリエンテーションとして、進出国における政治状況や法定期な枠組み、市場機会、トレンド、貿易条件、技術的な前提条件や商慣習といった一般的な

¹⁶

<https://www.ixpos.de/IXPOS18/Navigation/DE/Home/Auslandsmaerkte/Markterschliessungsprogramm/mep-uebersicht.html>

情報を形式で提供。

- 国外視察 (Markterkundungsreisen)
 - ・ 市場参入が難しい国や新たな市場、新たな市場セグメントでのビジネスチャンスの調査に焦点が当て、現地およびドイツ人専門家による市場アクセスのための情報を現場で提供。政治状況や法的枠組みの条件、具体的な市場機会と市場の発展、輸入規制、認証、税金などについての情報を提供。
 - ・ 地元の関係機関、当局、公的機関、ビジネスパートナーとの意見交換、プロジェクトサイトの訪問等を実施。関連見本市やイベント等の訪問とのプログラムが合わせて開催される。
- 事業開拓 (Geschäftsanhaltung)
 - ・ 国内外の企業間の具体的な事業を開拓することを目的とした 3-5 日間の出張型のプログラム。参加企業が自社の製品、技術、および可能な協力分野についてプレゼンテーションができる現地イベントへの参加を伴う。
 - ・ さらに潜在的な現地のビジネスパートナーとの 1 対 1 のビジネスミーティングや包括的なターゲット市場分析の作成。
- 国外品評会 (Leistungsschau)
 - ・ シンポジウム併催型ツアー。特定産業におけるドイツ企業の可能性を示すとともに、目標とする進出国におけるネットワーク構築を可能にすることを目的とする。
 - ・ 情報提供を目的としたイベントやサイト訪問等も実施。
- 国内招待プログラム (Informationsreise für Einkäufer und Multiplikatoren)
 - ・ ビジネス関係者や政府関係者等のドイツへの招聘。企業視察やプレゼンテーションイベントを通じ、ドイツ企業の製品・サービス情報が提供される。
 - ・ ドイツ企業は、自社製品やサービスをバイヤーに対して無料でプレゼンテーションできるほか、国外の有力な販売候補先とのコンタクトを構築できる。
 - ・ ドイツの国際見本市への訪問等も同時に組み合わせられる。

B) MEP による分野別のプログラム

- 「中小企業グローバル～エネルギー分野輸出イニシアティブ～」¹⁷
 - 再生可能エネルギー、省エネ、インテリジェント・ネットワーク、畜エネルギー技術および Power to Gas や燃料電池分野を対象に、輸出支援を行う経済エ

¹⁷ <https://www.german-energy-solutions.de/GES/Navigation/DE/Home/home.html>

エネルギー省が主導するプログラム。

- 同イニチアティブの下、以下のような支援・イベントを年間 150 件程度開催。
 - ・ オンラインカンファレンス等を通じた情報提供
 - ・ BtoB のオンラインマッチング
 - ・ 在外ドイツ商工会議所等と協力した視察プログラム
 - ・ 中小企業のコンソーシアム形成支援
 - ・ ドイツ企業によるモデル事業の国外広報支援
 - ・ ドイツ・エネルギー機構（Deutsche Energie-Agentur（dena））による外国でのモデル事業立ち上げ支援（専門家の派遣等、65,000 ユーロ相当の支援含む）
 - ・ 途上国での現地企業への技術協力や技術移転の際の支援を行う計画推進プログラム（Projektentwicklungsprogramm (PEP)）¹⁸
 - ・ 資金調達に関するアドバイス提供¹⁹
 - ・ オンラインでの企業ダイレクトリーの運用²⁰
 - ・ 国外専門見本市内に「Mittelstand Global - energy solutions - made In Germany」のブランドで設置する共同ブースにおける出展機会を提供²¹。
- 「中小企業グローバル～健康経済分野輸出イニシアティブ～」²²
 - ヘルスケア分野の国外展開に関し、各市場の情報提供、（オンラインを含む）セミナー開催、ビジネスミッション派遣、ビジネスマッチングイベントの開催などを実施する経済エネルギー省のプログラム。
 - 実施主体はドイツ貿易投資機関（GTAI）や民間コンサルティング企業。
- 「中小企業グローバル～セキュリティ分野輸出イニシアティブ～」²³
 - セキュリティ分野の中小企業の国外展開を支援。経済エネルギー省傘下の輸出管理局が所管。
 - 年間 10 件程度のイベントが開催され、60 社の中小企業が参加。経済エネルギー省は、年間 40 万ユーロを同イニチアティブへ助成。
- 「中小企業グローバル～環境技術分野輸出イニシアティブ～」²⁴
 - 環境技術分野の中小企業の国外展開を支援。持続可能な水社会、リサイクル、大気汚染・騒音の防止、持続可能なモビリティ分野等。
 - 年間 20-25 件の関連イベントが開催され、160 社の中小企業が参加。2015 年

¹⁸ <https://www.german-energy-solutions.de/GES/Navigation/DE/Angebot/Projektentwicklung/entwicklungs-und-schwellenlaender.html>

¹⁹ <https://www.german-energy-solutions.de/GES/Navigation/DE/Angebot/Finanzierungsberatung/finanzierungsberatung.html>

²⁰ <https://www.german-energy-solutions.de/GES/Navigation/DE/Angebot/Firmenkatalog/firmenkatalog.html>

²¹ <https://www.german-energy-solutions.de/GES/Navigation/DE/Angebot/Messen/messen.html>

²² <https://www.exportinitiative-gesundheitswirtschaft.de/EIG/Navigation/DE/Home/home.html>

²³ <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/exportinitiative-zivile-sicherheitstechnologien-und-dienstleistungen.html>

²⁴ <https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/exportinitiative-umwelttechnologie.html>

には年間 100 万ユーロが同イニチアティブへ助成されている。

C) 「農業・食糧分野輸出促進プログラム」²⁵

- 農業・食糧分野の中小企業の国外展開を支援。農業・食糧省が所管。2020 年度予算として 400 万ユーロを計上。
- 国外市場調査（国別・製品別）、従業員の教育機会の提供、個々の企業へのメンタリング等などの国内プログラムのほか、国外への市場調査ミッション派遣、情報提供イベント開催、ビジネスマッチング、国内外での見本市への出展支援、PR 資料の作成、国内イベントへの国外機関代表の招聘等を行う。（一部大企業も申請可能）
- 見本市出展支援では、中国や東南アジア、南アメリカ、東ヨーロッパなどのメッセのほか、SIAL（フランス・パリ）、Gulfood（UAE・ドバイ）、Vinexpo（香港）、AgroAnimal Show（ロシア・キエフ）、AGROS（ロシア・モスクワ）などに参加²⁶。
- 補助率は最大 50%。

D) 国外展開のための人材育成による支援

- 「農業・食糧分野輸出促進プログラム」や「中小企業グローバル～エネルギー分野輸出イニシアティブ～」における人材育成を目的としたプログラムのほか、各商工会議所における再教育コース（一部有料）の中に、国際ビジネスに関連するコースなどがある²⁷。
- 途上国向けでは、ドイツ国際協力公社（GIZ）への委託の下、経済エネルギー省が国際的なマネージャー育成のためのマネージャー研修プログラム「Fit for Partnership with Germany」²⁸を実施。

➤ 「Fit for Partnership with Germany」

- ・ 以下 2 つのプログラムを実施。②については中小企業ほか、大企業も対象とする。

① 発展途上国を中心とした 21 カ国の企業によるマネージャーのドイツへの派遣を支援

② ドイツ企業マネージャーのロシアや中国への派遣を支援

- ・ ①では当該国がドイツでのビジネス慣習などに触れる機会を提供するとともに、ドイツ企業側にとっても新たな市場の情報やコンタクトを得る機会

²⁵ <https://www.agrarexportfoerderung.de/>

²⁶ <https://www.agrarexportfoerderung.de/auslandsmessen/?L=0>

²⁷ <https://wis.ihk.de/>

²⁸ <https://managerprogramm.de/>

となる²⁹ ②では、ロシアや中国への派遣を通じて、両市場での知見を深めることを目的とする³⁰。

E) 見本市出展支援

- 「国外見本市プログラム(AMP: Auslandsmesseprogramm des Bundes)」
 - ドイツ製品・技術の輸出強化および促進を目的に、経済・エネルギー省および食糧・農業省が、ドイツ見本市協会 (AUMA) と協力し、ドイツ企業が国外の見本市に出展する際の助成を行う。
 - 1949 年から実施。ブース建設費用等の一部が補助。参加企業は関連経費の 50%程度 (平均) のコスト負担で参加可能。
 - 国外の見本市に「ジャーマン・パビリオン」と呼ばれる共同ブースが設置され、「made in Germany」というブランドスローガンの下、ドイツの中小・中堅企業の出展支援が行われる。国外の見本市の選考や実際のパビリオンの運営においては、国内の各産業団体や連邦州政府、ドイツ貿易・投資振興機関 (GTAI)、在外の商工会議所(AHK)等とも連携。
 - 2020 年の経済・エネルギー省の出展助成によるジャーマン・パビリオン出展募集数は、合計で 342 件³¹。2013 年と比較すると、アジアへの出展数が 107 件から 153 件へと大幅に増加。³²
- 「若いイノベティブな企業の見本市参加支援プログラム」³³
 - 実施主体は、経済エネルギー省、輸出管理局、ドイツ見本市協会 (AUMA) など。
 - 革新的な製品の国外マーケティングを可能な限り支援するため、経済エネルギー省が若くて革新的なドイツ企業に対し、ドイツ国内の主要な国際見本市への出展を支援するプログラム。
 - 支援対象となる見本市は、見本市・展示会データ自主監査協会 (FKM) の定義に基づく国際見本市または全国見本市の中から選出。
 - ドイツ国内で操業する企業で、EU の定義による小規模企業 (従業員が 50 人未満で、年間売上高または年間貸借対照表の合計が 1,000 万ユーロ以下) で、かつ設立後 10 年未満の企業対象。さらに製品、プロセス、およびサービスを新たに開発、または大幅な改善を実現している企業が対象。
 - 出展費用とブース建設費用の一部を補助。補助率は、同プログラム使用 2 回

²⁹ <https://managerprogramm.de/business-with-germany/>

³⁰ <https://managerprogramm.de/fit-fur-auslandsmarkte/>

³¹ 募集時点の数字であり、新型コロナウイルスによる見本市の中止や延期の影響を反映していない。

³² <https://www.auma.de/de/medien/publikationen/Documents/auslandsmesseprogramme-der-bundesrepublik-deutschland-und-der-bundeslaender/auma-auslandsmesseprogramm-2020.pdf>

³³ https://www.bafa.de/DE/Wirtschafts/Mittelstandsfoerderung/Auslandsmarkterschliessung/Messeprogramm_junge_innovative_Unternehmen/messeprogramm_junge_innovative_unternehmen_node.html

目までは 60%、3 回目以降は 50% でいずれも上限は 1 出展者・1 展示会あたり 7,500 ユーロ

表 4 欧州域外展開に資する連邦政府の中小企業支援策一覧

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績 (2019年度)	URL
① 協会の海外展開の取組に対する補助金による支援	スケールアップ (Up-Scaling) プログラム (発展途上国向け)	新興国において投資されるアーリーステージの中小企業で、最小投資規模100万ユーロ以上の投資企業に対し、投資規模の最大30%、50万ユーロから74.9万ユーロを助成。事業活動が成功した場合には返済義務有、5年以内の返済用。利息無し。年4回の公募でプロジェクトを決定。	ドイツ連邦経済協力開発省 (BME-Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung) が委託し、ドイツ投資開発公社 (DEG-Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft mbH) 及びドイツ国際協力公社 Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ) GmbHが実施	途上国・新興国において投資されるアーリーステージの中小企業。ドイツや欧州企業の現地子会社も該当。現在はアフリカにおける投資が好ましい。		https://www.deinvest.de/international-financing/DEG/Unsere-Lösungen/ScaleUp/
	パイロット・プロジェクト展開支援プログラム (developPPP.de CLASSIC) (発展途上国向け)	パイロットプロジェクトは中小企業に限らないが、ドイツ、EU及び現地企業が途上国や新興工業国にて市場参入する際の費用の50%まで、最大250万ユーロを助成。また海外展開への出資、為替レート等によるリスクの軽減、借入れの際の保証提供等も行う。	ドイツ連邦経済協力開発省 (BME-Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung) が委託し、ドイツ投資開発公社 (DEG-Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft mbH) 及びドイツ国際協力公社 Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ) GmbHが実施	ドイツ、欧州および発展途上国と新興国の企業で少なくとも以下のような水準を満たす企業 ●年間売上高80万ユーロ ●従業員数8名 ●2年以上の事業年度		https://www.deinvest.de/international-financing/DEG/Unsere-Lösungen/ScaleUp/developPPP.de/
② 税制優遇による支援 (国税、州税、市町村税)	中小企業支援策として該当するものはないが、間接的に支援し得るものは報告書参照のこと	-	-	-	-	-
③ コーディネーターによるハンズオン支援	ビジネス支援サービス (Business Support Services) プログラム (発展途上国向け)	途上国や新興工業国に展開するドイツ、欧州及び現地企業に対し、10項目以上の支援プログラムを提供。	ドイツ投資開発公社 (DEG-Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft mbH) 及び在外ドイツ商工会議所 (AHK-Auslandshandelskammer、連邦経済エネルギー省支援)	会企業		https://www.deinvest.de/international-financing/DEG/Unsere-Lösungen/Realisierungen/
	ドイツデスク・プログラム (German Desk)等 (発展途上国向け)	途上国や新興工業国に展開するドイツ、欧州及び現地企業に対し、文化や言語的障壁のマネジメント、地元の銀行やビジネスコミュニティ、ドイツ商工会議所等とのネットワーク、資金調達ネットワークへのアクセス等を提供。ガーブ、ナイジェリア、インドネシア、バングラデッシュ、ペルーに設置。	ドイツ投資開発公社 (DEG-Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft mbH) 及び在外ドイツ商工会議所 (AHK-Auslandshandelskammer、連邦経済エネルギー省支援)	ミツルシュタンド (HM定義の従業員500名未満かつ売上げ5千万€以下の企業、その他家族経営の企業等も含む) とその取引先企業		https://www.deinvest.de/international-financing/DEG/Unsere-Lösungen/German-Desk/
④ 海外での展示会への出展支援補助	国外展示会支援プログラム (Auslandsmesseprogramm)	経済省ブース (ドイツ・パビリオン) 内にブースを確保。共同利用のラウンジの提供、ブース機材提供や設営・解体時の支援。参加企業は関連経費の50%程度 (平均) のコスト負担で参加可能。	ドイツ連邦経済エネルギー省Bundesministerium für Wirtschaft und Energie)、同経産・農業省 (BMEI)、同経産・輸出管理庁 (Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle)、ドイツ見本市協会 (AUMA) など	支援企業の85%は中小企業 (HM定義: 従業員500名未満かつ売上げ5千万€以下)	2020年の連邦経済・エネルギー省の出展助成によるジャーマン・パビリオン出展募集数は、合計で342件。2013年と比較すると、アジアへの出展数が107件から153件へと大幅に増加。	https://www.auma.de/de/austauschen/foerderungsmassnahmen-im-ausland https://www.bmei.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/aussemairtschaftsmessepolitik.html

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績（2019年度）	URL
④海外での展示会への出展支援補助	若い革新的な企業のための見本市プログラム (Messeprogramm junge innovative Unternehmen)	国外展開をめざすベンチャー企業（設立10年以内）に対し、ドイツ国内の大規模国際メッセにて経済省ブース区画内にブースを確保し、出展費用の50-60%もしくは7500ユーロまでを助成	ドイツ連邦経済エネルギー省(Bundesministerium für Wirtschaft und Energie)	<ul style="list-style-type: none"> ●ドイツ国内に拠点を有する企業 ●欧州委員会定義による小規模企業(従業員50名以下かつ年間売上または総資産が1,000万ユーロ以下) ●設立10年以下 	ドイツ国内における計48の国際メッセにて共同ブースを提供	https://www.bafa.de/DE/Wirtschafts_Mittelstandfoerderung/Auslandsmarkterschliessung/Messeprogramm_junge_innovative_Unternehmen/messeprogramm_junge_innovative_unternehmen_node.html
	ミッテルシュタンド・グローバル・エネルギー輸出戦略 (Mittelstand global-Exportinitiative Energie)①海外メッセ(Auslandsmesse)	エネルギー分野におけるドイツの中小企業に特化した国外進出を支援すべく、経済・エネルギー省 (BMWi) が2009年から進める戦略で幾つかのプログラムとも組み合わせて構成される。経済・エネルギー省が「Mittelstand Global-energy solutions - made in Germany」のブランドの下、海外の専門見本市内に設置する共同ブースにおいて、インフォメーションブースや個別ブースでの出展機会を提供。2020年のプログラムとしてブラジルやメキシコ、UAE、インド、ロシア、オーストリア、アフリカなどで開催される10の見本市を採択。	ドイツ連邦経済エネルギー省 (BMWi) がコンサル会社等に委託	ドイツに所在する中小企業（プログラムにより対象が異なる）で、再生可能エネルギーの普及やエネルギー効率の向上に資する製品、次世代送電網や蓄電技術に資する製品・技術を有する企業。最低開催企業数はfM定義の中小企業（従業員数500名未満かつ売上5千万€未満）8社から12社。これが満たされた場合は大企業も参加可能で全参加者数の最大50%まで。	(見本市出展支援を含む) エネルギー産業輸出支援プログラム全体で、150以上のイベント・プロジェクトが開催され、毎年700社以上が参加、年間予算1,850万ユーロ	https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/exportinitiative-energie.htm
	農業・食糧分野輸出促進プログラム① (Exportförderprogramm Agrar- und Ernährungswirtschaft) - 海外展示会支援プログラム・及び品評会・説明会支援	ドイツ農業・健康食品産業輸出行動支援プログラム(Programm zur Förderung der Exportaktivitäten der deutschen Agrar- und Ernährungswirtschaft)の支援策の一つ。国内外での展示会への出展支援、及び同省主催の国外品評会（説明会）への出展機会提供とその支援。また会議・セミナー・展示会参加費用補助も行う（一部大企業も申請可能）。中国や東南アジア、南アメリカ、東ヨーロッパなどのメッセのほか、SIAL（フランス・パリ）、Gulfood (UAE・ドバイ)、Vinexpo（香港）、AgroAnimal Show（ロシア・キエフ）、AGROS（ロシア・モスクワ）などに参加。	ドイツ連邦食糧・農業省(Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft)	<ul style="list-style-type: none"> ●製品・食品等の製造販売に関連した中小企業が主な対象だが大企業も含む 	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクト全体の予算は400万ユーロ。 ●世界41の展示会への出展を支援（ただし、対象企業は過去3年で受けた補助金計額が20万ユーロを超えない企業（De_minimale_Beilufeの定義）。また2020年度は品評会5回開催 	https://www.aerarexportfoerderung.de/auslandsmessen/7L=0
ミッテルシュタンド・グローバル・国外市場開拓支援プログラム① (Mittelstand global-Markterschließungsprogramm) - 海外品評会	下記の輸出戦略4項目（エネルギー、環境技術、医療産業、民間利用目的の安全保障技術）の対象含む各業種ごとの国外品評会の企画。参加費は従業員数・売上によって異なる（旅費、宿泊費、その他の生活費は以下に加えて自己負担） 売上2000万ユーロ以下および従業員10名以下：500ユーロ（税抜） 売上5000万ユーロ以下および従業員500名以下：750ユーロ（税抜） 売上5000万ユーロ以上または従業員500名以上：1,000ユーロ（税抜） ●プログラム全体で毎年約1500社が約150の企画に参加、助成総額1,000万ユーロ。 ●同プログラムにより、10,000件の商談を創出。1億700万ユーロの参加企業の売上増加に貢献。 ●海外品評会については、年間支援額は380-560万ユーロ、参加企業からは5万-400万ユーロの売上増加が報告されている。ドイツ在外商工会議所（92カ国140都市に所在）が同プログラムの現地サポートを実施。 ●本プログラムによる資金提供は、デミニミス援助（原則20万ユーロ未満の補助は禁止される国家補助には該当しないとする規則）に関するEU規定の対象となるため、EUの免除制限を超えた支援を受けている場合、企業自身での費用負担する必要がある。	ドイツ連邦経済エネルギー省 (Bundesministerium für Wirtschaft und Energie)	<ul style="list-style-type: none"> ●最低開催企業数はfM定義の中小企業（従業員数500名未満かつ売上5千万€未満）8社から12社。これが満たされた場合は大企業も参加可能で全参加者数の最大50%まで。 	4カ国にて計4回開催（対象：2業種）	https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/markterschliessungsprogramm.html	
⑤政府系金融機関による融資	AKAドイツ輸出信用銀行 (AKA-Bank) による融資プログラム	中小企業に限らず、国外展開を行うドイツとEUの企業に対して、貿易金融の国際取引や輸出取引の資金調達等、広範なサポートを提供。	AKAドイツ輸出信用銀行 (AKA-Bank)	全企業	2019年度は全体で合計16億5500万ユーロの資金提供	https://www.akabank.de/en/

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績(2019年度)	URL
⑤政府系金融機関による融資	KfW-IPEX銀行(復興金融公庫(KfW)の輸出・プロジェクトファイナンス部門)を通じての融資プログラム	中小企業に限らず、国外展開を行うドイツとEUの企業に対しての融資(専外展開プロジェクト支援、輸出準備への支援、手形保証等)。同社はドイツ復興金融公庫グループの子会社。	ドイツ復興金融公庫グループ国際計画・輸出銀行(KfW IPEX-Bank Gesellschaft mit beschränkter Haftung)	全企業	2019年度は全体で合計221億ユーロの資金提供	https://www.kfw-ipex-bank.de/Produkte-und-Services/Products-and-Services.html
	ドイツ投資開発公社(Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft m.b.H.(DEG))を通じた融資プログラム(発展途上国向け)	中小企業に限らず、途上国や新興工業国に展開するドイツ、EU及び現地の企業や現地の民間金融機関を支援。同社はドイツ復興金融公庫グループの子会社。	ドイツ投資開発公社(DeG-Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft mBH)	全企業	2019年度は中小企業(国別に開示なく)へ11億ユーロを融資	https://www.deinvest.de/internationale-Finanzierung/DEG/
⑥海外展開のための人材育成による支援	農業・食糧分野輸出促進プログラム②(Exportförderprogramm Agrar- und Ernährungswirtschaft)・国内研修	国内研修プログラムを通じて各国市場情報の提供(法的条件・消費者動向や文化的側面含む)。大企業も助成申請可能。	ドイツ連邦食糧・農業省(Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft)	全企業		https://www.agrarentportfoerderung.de/was-wir-fuerdenn/3_0
	国内外の商工会議所での再教育プログラム	各商工会議所では、様々なテーマで再教育コース(一部有料)を提供。国際ビジネスに関連するコースもある。	ドイツ商工会議所連合会(DIHK)、各地の商工会議所(HKIおよび在外ドイツ商工会議所(AHK))	全企業		https://www.german-solutions.de/GES/Navigation/DE/home/home.html
	管理職研修プログラム(Managerfortbildungsprogramm)	ドイツの企業に加え、ドイツ企業と取引のある外国企業も対象とした経営者支援プログラム。主に①発展途上国を中心とした21カ国の企業によるマネージャのドイツへの派遣を支援。②ドイツ企業マネージャのロシアや中国への派遣の2つのプログラムを展開。各種輸出税関とも連携。	経済エネルギー省委託、ドイツ国際協力公社(Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit(GIZ) GmbH)主催	全企業	約20年間で1,100の外国企業が参加	https://wis.hk.de/
⑦オンラインによる技術マッチング支援	ドイツ・ビジネス・ポータルサイト "IXPOS (German Business Portal)"	ドイツ国内外約2,150社以上が登録され、企業情報に加え、販売や技術協力、その他取引先等の積極的な問合せも掲載する。	ドイツ連邦経済エネルギー省の支援によりドイツ貿易・投資振興機関(Gesellschaft für Außenwirtschaft und Standortmarketing mbH)が運営	ミッテルシュタンド(※定義の従業員500名未満かつ売上5千万€以下の中小企業、その他家族経営の企業等も含む)		https://manage-programm.de/
	農業・食糧分野輸出促進プログラム③(Exportförderprogramm Agrar- und Ernährungswirtschaft)・市場調査	潜在取引先に関する情報をインターネット及び郵送にて提供するが、大企業もその対象に含まれる。	ドイツ連邦食糧・農業省(Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft)	全企業	プロジェクト全体の予算は400万ユーロ。	https://www.ixpos.de/IXPOS/Navigation/EN/Business/businessfinder.html
	ミッテルシュタンド・グローバル・エネルギー輸出戦略(Mittelstand global-Export Initiative Energy I)	エネルギー関連のドイツ企業のダイレクトリー。803の企業や団体が登録。委託業務を通じて毎年10-15品目市場を調査。現在世界36ヵ国と3地域のEU域外市場調査結果や国別レポートを公表	ドイツ連邦経済エネルギー省(Bundesministerium für Wirtschaft und Energie)	ドイツに所在する中小企業(※定義の中小企業：従業員数500名未満かつ売上5千万€未満)で、再生可能エネルギーの普及やエネルギー効率の向上に資する製品、次世代送電網や蓄電技術に資する製品・技術を有する企業		https://www.agrarentportfoerderung.de/marktstudien/

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績 (2019年度)	URL
⑧海外市場への展開に向けた新製品開発のための研究開発支援 (費用の助成、研究開発の代行)	産業共同研究(IIGF: Industrielle Gemeinschaftsforschung) プログラム	中小企業が以下3項目において共同研究開発をIIGF会員と行う場合に助成 (国際競争力強化のための中小企業の先端技術、製品開発につながる基礎研究とその実用化 (PLUSプログラム)、国際中小企業協同研究 (CORNET: 日本からはNEDOも参画))。	ドイツ連邦経済エネルギー省が IIGF(Arbeitsgemeinschaft Industrieller Forschungsvereinigungen "Otto von Guericke" e. V.)に委託	申請権利があるのはIIGFの正会員。ここでの中小企業は、年間売上高が1億2500万ユーロを超えない企業 (子会社・親会社を含む)	助成予算: 1億8千万ユーロ 助成期間: 2017年9月から2021年12月	https://www.german-energy-solutions.de/GES/Navigation/EN/Home/home.html
⑨海外に事業場を展開する (進出する) ための支援	オフィススペースの賃出 (Office in Office)	一部の在外ドイツ商工会議所にてオフィススペースの賃出や会議場の賃出しを行う (在日本、中国、ベトナム、イラン等)。在ノルウェー・在ポーランドでは会議室賃出し・後者はさらに空き物件紹介も行う。過去には在ロシア、在トルコも行っていた。	在外ドイツ商工会議所 (AHK Auslandshandelskammer、経済エネルギー省支援)	全企業		https://www.aif.de/foerderung/bote/igf-industrielle-gemeinschaftsforschung/igf-im-profil.html
⑩スタンドバイクレジットによる支援	中小企業支援策として該当なし (調査中)					https://ahkfinland.de/ueber-uns/vermuetung-von-bueroraeumen 、 https://open.ahk.de/dienstleistungen/geschaeftspraesenz
⑪輸出や海外投資をする際の保険制度による支援	輸出信用保証・投資信用保証	輸出信用 (輸出代金未回収)、及び投資信用 (出資もしくは貸付、資本設備や括込み資本金、資産価値の認められる権利 (サービス契約権利等)) に対する保険金の支払い	ドイツ連邦経済エネルギー省が ユーラーヘルメス信用保険会社 (Euler Hermes AG)に委託	全企業	2018年の輸出信用保証額は198億ユーロ (74%が新興国及び途上国との取引) 前年比17%増加。投資信用は10年度で36ヵ国でのプロジェクトに計39億ユーロを拠出 (うち、中小企業は28%)、前年比3倍 (多くは中国でのプロジェクト)	
⑫海外における個別商談会の企画などによる支援	ミッテルシュタンド・グローバル・国外市場開拓支援プログラム② (Mittelstand global-Marktschließungsprogramm)・国外商談会・国外視察・国内招待	各業種ごとの市場調査結果の公表とそれに基づく国外での商談会、及び自社製品の現地品評会、国外視察の企画 (政治的・法的・技術的制約、市場機会と傾向等の情報に加えて現地政府の関連部署や専門家の紹介、関連取引先や機関視察)、各業種ごとの外国潜在顧客のドイツ国内招待及びドイツ製品・サービスの国内品評会の主催、農業食糧以外の各輸出戦略と連携。	ドイツ連邦経済エネルギー省 (Bundesministerium für Wirtschaft und Energie)	最低開催企業数はIIGF定義の中小企業 (従業員数500名未満かつ売上5千万€未満) 8社から12社。これが満たされた場合は大企業も参加可能で全参加者数の最大50%まで。	商談会: 49ヵ国にて計76回開催 (対象: 26業種)、現地視察: 11回開催し計15ヵ国訪問 (対象: 10業種)、国内招待: 13ヵ国より計10回招待 (対象: 9業種)	https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Textsammlungen/Aussenwirtschaft/Finanzsorge-und-absicherung-von-auslandsgeschaeften.html
	ミッテルシュタンド・グローバル・エネルギー輸出戦略 (Mittelstand global-Exportinitiative Energie)④品評会・国外商談会・視察調査	在外ドイツ商工会議所による視察調査 (AHK-Geschäftsreisen) の一環として、各国におけるエネルギー関連産業の視察や、提携補完となる企業や研究所への訪問等を実施。 ●プログラム全体で毎年約1500社が約150の企画に参加、助成総額1,000万ユーロ。 ●同プログラムにより、10,000件の商談を創出、1億700万ユーロの参加企業の売上増加に貢献。 ●本プログラムによる資金提供は、デモニミス援助 (原則20万ユーロ未満の補助は禁止される国家補助には該当しないとする規則) に関するEU規定の対象となるため、EUの免除制限を超えた支援を受けている場合、企業自身の費用負担する必要がある。	ドイツ連邦経済エネルギー省 (Bundesministerium für Wirtschaft und Energie)が在外ドイツ商工会議所や同省公認のコンサル企業等に委託	最低開催企業数はIIGF定義の中小企業 (従業員数500名未満かつ売上5千万€未満) 8社から12社。これが満たされた場合は大企業も参加可能で全参加者数の最大50%まで。		https://www.bmwi.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/marktschliessungsprogramm.html
	農業・食糧分野輸出促進プログラム④ (Exportförderprogramm Agrar- und Ernährungswirtschaft)・商談会・国外視察	市場参入の可能性があると判断され、市場情報も入手しているが展開は行っていない企業4社から8社に対して、現地品評会及び商談会の機会を提供。また海外視察の企画も行う (政治的・法的・技術的制約、市場機会と傾向等の情報に加え、潜在取引先を視察先、大企業も参加可能)。	ドイツ連邦経済・農業省	主な対象は中小企業だが大企業も含む	プロジェクト全体の予算は400万ユーロ。	

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績 (2019年度)	URL
⑫海外における個別商談会の企画などによる支援	在外ドイツ商工会議所によるデレゲーションプログラム	在外商工会議所(AHK)が取組・経済ミッション等の派遣を実施。ビジネスマッチングのプログラムが提供されるケースも見られる。在外商工会議所は世界92ヵ国140都市に設置。 (在日ドイツ商工会議所の例) https://japan.ahk.de/dienstleistungen/delegationsreisen	在外ドイツ商工会議所(AHK Auslandshandelskammer、経済エネルギー省支援)	全企業		https://www.agrarexportfoerderung.de/untermehmereisen/?L=0
⑬海外展開する際の知的財産に関する支援	国内・国外の区別は見当たらぬ(以下の「⑥」の知的財産権の保護に関する支援」を参照のこと)	-	-	-	-	
⑭展開先市場のFS調査に関する支援	在外ドイツ商工会議所による市場調査および提携候補先企業調査(有料)	以下のような項目について、有料で調査及びコンサルテーションを実施(一部有料) >自社製品およびサービスの進出先での市場調査 >顧客やサプライヤー、販売チャネル等に関する調査 >競合等に関する調査 >詳細な質問への対応 >現地情報ソースへのアクセスの提供 >ビジネスマッチング >現地進出時のロケーションコンサルティング	在外ドイツ商工会議所(AHK Auslandshandelskammer、経済エネルギー省支援)	全企業		-
	農業・食糧分野輸出促進プログラム⑤(Exportförderprogramm Agrar- und Ernährungswirtschaft)・市場調査	市場動向の調査結果を基に、ドイツ企業が参入した場合の競合相手・商品、潜在取引業者、法的課題等を調査。またFS調査の土台となるデータベースの整備費用の助成も行方。	ドイツ連邦食糧・農業省	主な対象は中小企業だが大企業も含む	●プロジェクト全体の予算は400万ユーロ。	https://www.ahk.de/wic-unterstützen/markteinstieg
	ミッテルシュタンド・グローバル・エネルギー輸出戦略(Mittelstand global-Export Initiative Energie)④	在外ドイツ商工会議所や同省公認のコンサル会社等によるFS調査の土台となる市場レポートの整備。委託業務を通じて毎年10-15品目市場を調査。現在世界36ヵ国と1地域のEU域外市場調査結果や個別レポートを公表。	ドイツ連邦経済エネルギー省(Bundesministerium für Wirtschaft und Energie)がコンサル企業等へ委託	全企業		https://www.agrarexportfoerderung.de/marktstudien/
	環境配慮型・持続可能インフラの輸出(Exports von grüner und nachhaltiger(Umwelt-)Infrastruktur)支援プログラム	5分野(上水道事業、物質循環経済、環境配慮型モビリティ、持続可能な地域開発、分野横断型技術)に関するFS調査、パイロット企画やモデル企画、途上国の能力向上支援を行うためのイニシャル・プロジェクト実行費用の助成(企業・研究機関の申請も可能)	ドイツ連邦環境省	全企業	9年間で20万ユーロの支給し、分野により50-100%を助成。2019年6月に募集終了。2023年12月まで助成	https://www.exportinitiative-umweltschutz.de/de
(補足)海外展開のための広告費用の助成	農業・食糧分野輸出促進プログラム⑤(Exportförderprogramm Agrar- und Ernährungswirtschaft)	数ヵ国語に翻訳された広告媒体や展示会配布資料の作成費用を最大50%まで助成	ドイツ連邦食糧・農業省	主な対象は中小企業だが大企業も含む	●プロジェクト全体の予算は400万ユーロ。	https://www.vfhd.de/de/submission/bekanntmachungen/1905/psc_all_vie_w
(補足)海外市場情報提供	ミッテルシュタンド・グローバル・国外市場開拓支援プログラム③(Mittelstand global-Markterschließungsprogramm)・国内説明会	国外展開に関する各国市場情報(政治的・法的・技術的制約、市場機会と傾向等)を国内説明会を通じて提供	ドイツ連邦経済エネルギー省(Bundesministerium für Wirtschaft und Energie)	最低限値企業数はfM定義の中小企業(従業員数500名未満かつ売上5千万€未満)8社から12社。これが満たされた場合は大企業も参加可能で全参加者数の最大50%まで。	対象国13ヵ国計12回開催(対象:15業種)	https://www.ble.de/DE/Themen/Marktorganisation/Exportfoerderung/exportfoerderung_node.html

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績（2019年度）	URL
(補足) 海外市場 情報提供	ミッテルシュタンド・ グローバル輸出戦略(Mit- telstand Global- Exportinitiative) (4分野 ：エネルギー、環境技 術、医療産業、民間利 用目的の安全保障技術)	ミッテルシュタンド・グローバル・プログラムは様々な支援政策を通じて中小 企業の海外展開を支援するが、特に輸出戦略4分野に重点を置く。各分野ごと のウェブサイトでは海外市場動向（公募案件紹介も含む）に関する情報提供を 行い、エネルギー部門では各国市場の参入リスク軽減手法も紹介する。プログ ラム全体で毎年約1500社が約150の企画に参加、助成総額1,000万ユーロ。	ドイツ連邦経済エネルギー省、 及び環境技術に関しては環境省 (BMU)	ドイツに所在する中小企業（IM定義の中小企業：従業員 数500名未満かつ売上5千万€未満）で、再生可能エネルギー の普及やエネルギー効率の向上に資する製品、次世代 送電網や蓄電技術に資する製品・技術を有する企業	●プログラム全体で毎年約15 00社が約150の企画に参加、 全体予算は1000万ユーロ。 ●環境技術：予算200万ユー ロ、27企画を実施、	https://www.bmw.de/Redaktion/DE/Artikel/Aussenwirtschaft/marktschliessungssystem.html https://www.iapos.de/XPDSLB/Navigation/DE/Home/Auslandsmarkte/Bmw/marktschliessungssystem.html
	Germany Trade and Invest (ドイツ貿易・投資振 興機関) による市場情報の提 供	中小企業に限らず、各国の市場に関する情報（政治的・法的・技術的制約、市 場機会と傾向、公募等）を提供 ●プログラム全体で毎年約1500社が約150の企画に参加、全体予算は1000万ユー ロ。 ●戦略項目のうち安全保障技術に関して、経済省が年間40万ユーロを拠出し、 年間約60社が約10の企画に参加している。また環境技術に関して年20-25企画が 施行されている。	ドイツ貿易・投資振興機関 (Gesellschaft für Außenwirtschaft und Standortmarketing mbH)	全企業		https://www.iapos.de/XPDSLB/Navigation/DE/Home/Auslandsmarkte/Exportinitiativen-und-foerderprogramme.html#2163588

出典：各機関およびプログラムのウェブサイト等からジェトロ作成

③ 連邦政府のその他中小企業支援策

近年の中小企業政策では、中小企業の競争力向上を目的に、イノベーションの創出やデジタル化対応のための支援策が多く打ち出されているほか、研究開発やデジタル投資への助成制度が整備されている。また、クラスター政策の中でも中小企業の存在は特に重視されており、積極的に大学や研究機関等との交流促進が図られている。また、近年ではスタートアップ支援が連邦・州レベルで活発に行われている。

こうした動きについて、以下のとおり表 5 にまとめた。

表 5: 連邦政府のその他中小企業支援策一覧

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績 (2019年度)	URL
① 研究開発支援 (海外展開に資さないようなものを含む)	中小企業のための中央 技術革新プログラム (ZIM: Zentrales Innovationsprogramm Mittelstand)	業種に限らず中小企業とそれに連帯した研究機関に対して助成。①F&E調査、②中小企業単体でのR&D事業、③複数の中小企業および中小企業と非営利に研究機関等との共同研究開発、④イノベーションネットワーク(国内ネットワークの場合はドイツの中小企業6社以上が参加、国際ネットワークの場合は、ドイツの中小企業4社以上と他国のパートナー3社・団体以上が条件)などのプログラムがある。各プログラムの補助率および助成額は、企業規模のほか、単独かグループか、外国企業との提携有無、プロジェクトの段階ごとに異なる。	ドイツ連邦経済・エネルギー省	①F&E調査 ・10名以下の中小企業 ・設立後10年以内の企業 ・過去3年以内にR&DプロジェクトのためのZIM資金、または他の連邦、州、またはEUの資金提供プログラムからの資金提供を受けていない中小企業。500名以上の企業は中小企業と協力する場合のみ、参加可能。 ②中小企業単体でのR&D事業 ・小規模企業(従業員50名以下、売上1000万ユーロ以下、総資産1000万ユーロ以下) ・中規模企業(従業員250名以下、売上5000万ユーロ以下、総資産4300万ユーロ以下) ・その他中規模企業(従業員500名以下) ③複数の中小企業および中小企業と非営利に研究機関等との共同研究開発/④イノベーションネットワーク(国内・国際) ・小規模企業(従業員50名以下、売上1000万ユーロ以下、総資産1000万ユーロ以下) ・中規模企業(従業員250名以下、売上5000万ユーロ以下、総資産4300万ユーロ以下) ・その他中規模企業(従業員500名以下) ・中小企業と協力する場合のみ、従業員1,000名以上の企業も参画可能。		https://www.zim.de/etat-de/trade/weltkarte
	革新的中小企業 (KMU-Innovativ) 支援プログラム	以下10項目における新事業や新商品・新サービスの研究開発を助成(バイオ経済、電子工学と自動運転、安全保障技術の民間利用、IT、新素材、医療技術、人と技術の相互作用、光学および量子技術、生産技術、環境技術)。年2回募集。補助率は原則50%。	ドイツ連邦教育研究省がVDI技術センター有限公司(Technologiezentrum GmbH)等に委託	欧州委員会定義による中小企業(従業員250名以下、かつ売上5,000万ユーロ以下または総資産4,300万ユーロ以下)	2007年のプログラム開始以来、1,700のプロジェクトに対し、12億7,000万ユーロユーロを拠出。計27000の中小企業が参加。	https://www.zim.de/ZIM/Navigations/DE/Home/home.html
	ビジネスモデルと先進的な策を支援する革新的プログラム (Innovationsprogramm für Geschäftsmodelle und Pioniersbung)	開発された技術を実用化することで教育機会の改善や情報アクセス・利用の改善に貢献する事業に対する支援。特にデジタル技術を用いたビジネスモデルの構築や新たな技術利用の確立等のためのF&E調査、市場テスト、中小企業と研究機関の連携に対し、中小企業と研究機関を助成。助成率および助成額、助成期間はプロジェクトタイプ(プロジェクトフォームA: 実現可能性テスト、最大70,000ユーロ、プロジェクトタイプB: 成熟度および市場パイロット最大300,000ユーロ、プロジェクトタイプC: イノベーションネットワーク、最大300,000ユーロ)によって異なる。	ドイツ連邦経済エネルギー省がVDI/VDE 革新+技術有限公司(Innovation + Technik GmbH)に委託	欧州委員会定義による中小企業(従業員250名以下、かつ売上5,000万ユーロ以下または総資産4,300万ユーロ以下)	予算: 3500万ユーロ 助成期間: 第3期は2021年2月募集締切り	https://www.bmbwf.de/de/65611/innovativ-561.html
INNO-KOM (産業研究制度—革新的能力: (Industrieforschungseinrichtungen - Innovationskompetenz) 支援プロジェクト	産業が活性化していない地域にある産業研究への支援を通じ、地域活性化を図ることを目的とした支援策。2009年に開始。2017年から2021年5月までは①基礎研究と実用化を繋ぐ先進的研究の支援、②市場志向に基づいた製品の研究開発、③科学技術インフラへの設備投資手当を助成。助成率および助成額、助成期間はプログラムや研究機関の規模によって異なる。(①)95万ユーロまで、最大90%、②)40万ユーロ、90%まで、③)90%、50万ユーロまで)	経済エネルギー省の委託の下、EURONORM GmbHが実施	・法的に独立した非営利の外部産業研究機関(大学傘下の研究機関でなく、特定機関から20%を超える資金提供を受けていないこと)。 ・本体が、「地域経済構造の改善」(Verbesserung der regionalen Wirtschaftsstruktur)に従い、ドイツの構造的に弱い地域に所在すること。 ・研究開発の結果を一般社会(特に中小企業)に差別のない方法で提供すること。		https://www.bmbwf.de/Redaktion/DE/Artikel/Innovation/igp.html	

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績 (2019年度)	URL
① 研究開発支援 (海外展開に資さないようなものを 含む)	革新のためのメザニン・ローン融資プログラム(ERP-Mezzanine für Innovation)	市場に参入して2年以上の企業が研究開発を通じて新商品や新たな製造プロセス、は新サービスの提供に取組むための資金(投資と運転資金)として最大500万ユーロを利率1%以上に融資。オプションとして、KfWが劣後資本を通じて最大60%のリスクを引き受け。	ドイツ復興金融公庫(KfW: Kreditanstalt für Wiederaufbau)	ドイツ国内に本社、支社、子会社を置く私企業及びフリーランス。売上5億ユーロ以下。		https://www.innovation-beratung-foerderung.de/INNO/Navigation/DE/INNO-KOM/innokom.html
② 新商品開発のための補助金による支援	イノベーション・クーポン(Innovationsgutschein: go-inno)	新製品開発や製造方法の技術改善等を計画する企業が、経済エネルギー省公認のコンサルティング会社を通じて、①潜在性の調査・相談、②具現化コンセプトの構築を依頼する場合、コンサルティング費用(1日あたり最大1,100ユーロ)について、最大50%を助成。「潜在性調査」については最大10回まで、「コンセプトの具現化」については最大20回までのコンサルティングを受けることが可能。	ドイツ連邦経済・エネルギー省が各州経済省へ委託	ドイツに拠点または支店を有し、従業員100名以下、年間売上もしくは総資産2,000万ユーロ以下の企業。	予算: 910万ユーロ 助成期間: 2021年1月より2024年6月まで	https://www.kfw.de/inland-foerderung/Unternehmen/Innovation/Fisc%b6dererprodukte/ERP-Mezzanine-Fisc%b6er-Innovation(360-361-364)
③ 創業やベンチャー企業に対する支援	起業資金融資プログラム: 創業資金(ERP-Gründerkredit - StartGeld)	起業から5年以内の企業に対し、投資と運営資金を借入目的とする場合に最大12万5千ユーロを利率1.21%で貸付。自己資本不要で資本リスクの80%はKfWが負う。予算は欧州復興計画(ERP)及び欧州投資基金(EIF)も拠出。	ドイツ復興金融公庫(KfW: Kreditanstalt für Wiederaufbau)	小規模企業 (fHM定義: 従業員50名以下、年間売上1,000万ユーロ以下)、農業・漁業に従事しない企業、起業家、フリーランス		https://www.innovation-beratung-foerderung.de/INNO/Navigation/DE/go-inno/go-inno.html
	起業資金融資プログラム: 一般 (ERP-Gründerkredit - Universe II)	起業から5年以内の企業に対し、仕入れと運営資金を借入目的とする場合に利率1-2.12%で貸付。返済期間は最長10年で最初の2年は返済不要。資本リスクの90%はKfWが負う。欧州復興計画(ERP)も予算拠出。	ドイツ復興金融公庫(KfW: Kreditanstalt für Wiederaufbau)	ベンチャー企業、事業継続者、その他大企業(欧州委員会定義: 従業員250名以上、年間売上5,000万ユーロ以上)も対象		https://www.kfw.de/inland-foerderung/Unternehmen/Gr%C3%bcndere-Nachfolgen/Fisc%b6derprodukte/ERP-Gr%C3%bcndereKredit-Startgeld-067/
	起業資金融資プログラム(ERP-Kapital für Gründung)	起業から3年以内の企業に対し、投資資金の40%、最大50万ユーロを利率2.82%以上で融資。借入後7年は利子のみ返済。資本リスクはKfWが負う。欧州復興計画(ERP)も予算拠出。	ドイツ復興金融公庫(KfW: Kreditanstalt für Wiederaufbau)	起業家、フリーランス、ベンチャー企業。尚、大企業(欧州委員会定義: 従業員250名以上、年間売上5,000万ユーロ以上または資産4,300万ユーロ以上)は対象外。		https://www.kfw.de/inland-foerderung/Unternehmen/Gr%C3%bcndere-Nachfolgen/Fisc%b6derprodukte/ERP-Gr%C3%bcndereKredit-Univers-II-073_074_075_076/
	ベンチャー・キャピタル投資手当 (INVEST - Zuschuss für Wagniskapital)	民間投資を通じて革新的なベンチャー企業に1万ユーロ以上を投資する場合、投資額の20%が投資手当として返金される(手当は年間合計50万ユーロまで支給。尚、一社につき年300万ユーロまでの投資が対象)。また投資回収時(投資後3年から10年)の手当として資本税支払い分に相当する投資利益の25%を支給(回収金額は最低2千ユーロとし、投資回収手当の上限は投資手当の80%とする)	経済エネルギー省及び連邦経済・輸出管理庁	設立7年以内、本社はEU内、支社がドイツ国内の小規模企業(欧州委員会定義: 従業員50名以下(フルタイム換算)、年間売上もしくは貸借対照表上の総資産が1,000万ユーロ以下)。また革新的企業の基準として、商業登記簿簿本、出願15年以内の特許の保有、研究等の助成金の受取り、外部推薦がある企業。	同プログラムの第一期は2014年から2016年までの投資が対象。第2期は2017年1月から2020年12月までの投資を対象とし、回収手当は2021年6月まで受付	https://www.kfw.de/inland-foerderung/Unternehmen/Gr%C3%bcndere-Nachfolgen/Fisc%b6derprodukte/ERP-Kapital-Fisc%b6er-Gr%C3%bcndung(058)
	学術研究からの企業支援プログラム (EXIST - Existenzgründungen aus der Wissenschaft)	学生や大学卒業生を対象に起業や事業計画策定を援助する「起業奨学金プログラム (EXIST-Gründerstipendium) (10,000ユーロ支給)」、「研究実用化支援プログラム(EXIST-Forschungstransfer) (最高430,000ユーロ支給)のほか、大学・研究機関に起業支援体制を築くための起業文化プログラム (EXIST-Gründungskultur) の3つから構成。欧州社会基金も予算を拠出。	ドイツ連邦経済エネルギー省	「起業奨学金プログラム (EXIST-Gründerstipendium) 学生や大学卒業生で、最大3名の創設者グループ、「研究実用化支援プログラム(EXIST-Forschungstransfer) 大学および大学以外の研究機関に所属する研究者(最大3人の研究者および助手)と経営管理等を行う人材1名で構成されるグループ	同プログラムは1998年に開始し、現在5期目。	https://www.bafa.de/DE/Wirtschafts_Mittelstandfoerderung/Beratung_Finanzierung/Invest/Invest_node.html

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績 (2019年度)	URL
③ 創業やベンチャー企業に対する支援	ハイテク起業基金(High-Tech Gründerfonds)	2005年にスタートした官民ファンド。連邦経済エネルギー省、ドイツ復興金融公庫およびプライベート企業が出資。2005年に第一基金(規模2億7,200万ユーロ)、2011年に第二基金(規模3億400万ユーロ)、2017年に第三基金(規模3億1950万ユーロ)を組成。現行では、デジタルテック、産業テクノロジー、ライフサイエンス、化学および関連分野を中心に、初回の投資上限額は100万ユーロ、追加投資上限額は200万ユーロで、最大300万ユーロまで出資。	ドイツ連邦経済エネルギー省・ドイツ復興金融公庫(KfW)・Kreditanstalt für Wiederaufbau)・民間企業等	・設立後(登記後)3年以内 ・他の投資家から出資やサイレントパートナーシップ、転換社債等の形で500,000ユーロ以上の支援を受けていない。 ・ドイツに本社を有する、または欧州諸国に本社がある場合、ドイツに独立した事業所を有する。海外からのスタートアップについてはドイツと明確なつながりがあり、HTGFからの出資の多くをドイツで利用する必要がある。 ・対象産業分野は、デジタルテック、産業テクノロジー、ライフサイエンス、化学および関連分野。	助成期間: 第3期は2017年9月に開始	https://www.bmwj.de/Redaktion/DE/Artikel/Mittelstand/gruendungsfinanzierung.html
	ベンチャーキャピタルファンド「coparion」	革新的な技術を基にしたベンチャー企業(設立10年以内)へ段階的に50万ユーロから500万ユーロ、一社当たり合計1000万ユーロ融資。運用資産2億7,500万ユーロ。欧州復興プログラム(ERP)、欧州投資銀行(EIB)、ドイツ復興金融公庫(KfW)が出資し、さらに民間投資も募る。	コパリオン有限合資会社(coparion GmbH & Co. KG)	ドイツに本拠地を置き、かつ欧州委員会による中小企業の定義(従業員20名以下、かつ売上5,000万ユーロ以下または総資産4,300万ユーロ以下)を満たす企業で、革新的な技術を持つベンチャー企業(設立10年以内を投資対象とする)。		https://www.htgf.de/de/
	ファンド・オブ・ファンズ(ERP/EIF-Dachfonds)、及び欧州エンジェル基金(European Angels Fonds)	欧州復興プログラム(ERP)、欧州投資基金(EIF)が革新的な技術を実用化して起業するベンチャー企業を間接的に支援するため、ベンチャーキャピタルファンドを支援するファンドを設立。27億ユーロを運用。このうち2億7,000万ユーロは欧州エンジェル基金(European Angels Fonds)として運用。欧州復興プログラムと欧州投資基金も予算拠出。尚、この他にも2つの同目的の投資プログラム(ERP/EIF-Mezzanin-Dachfonds für Deutschland: 6億ユーロ出資、及びERP/EIF-Wachstumsfazilität: 5億ユーロ出資)がある。	ドイツ連邦経済エネルギー省	ドイツに多額の投資を行い、投資方針に初期段階のテクノロジー企業または初期段階または成長段階のテクノロジー企業へのフォローアップ融資が含まれるベンチャーキャピタルファンド。投資ファンドのポートフォリオ企業は、欧州連合(EU)の中小企業の定義によると、中小企業の特徴を備えている必要あり。		https://www.coparion.vc/
④ 中小企業の経営強化に資する支援	特許と規格標準を用いた知識と技術移転の支援プログラム(①)WIPAN O. Wissens- und Technologietransfer durch Patente und Normen)・標準規格(Normung)	ドイツ工業規格(DIN)、欧州規格(CEC)、国際標準規格(ISO)といった認証制度申請にかかる費用に対し最長5年間で最大70%(40,000ユーロまで)を助成(認証機関訪問と申請相談費用: 20,000ユーロ、規格マネジメント費用: 10,000ユーロ、DINなどの申請及び審査にかかる費用: 10,000ユーロ)	ドイツ連邦経済エネルギー省	ドイツ国内に事業拠点を有し、従業員1000名以下、かつ年間売上高1億ユーロ以下。さらに過去3年以内に規格認証申請を行っていない企業。2023年6月30日まで申請可能		https://www.bmwj.de/Redaktion/DE/Artikel/Mittelstand/innovationsfinanzierung-erp-eif.html
	いまこそデジタル (Digital Jetzt)	従業員499人までの企業を対象に、デジタル技術への投資やデジタル人材育成教育のための費用を1社あたり原則5万ユーロを上限に補助。補助率は従業員規模によって異なり、従業員50名以下の企業で最大50%、2021年7月1日から40%が適用される。サプライチェーン内の複数の企業またはネットワークで協力し、共通の目的の下デジタル化に投資する場合やセキュリティに関する投資には補助率が5%ポイント上乗せされるほか、構造的に弱い地域への投資については、10%ポイントの上乗せされる。	ドイツ連邦経済エネルギー省が EURONORM GmbHに委託	従業員3〜499人の中小企業で、ソフトウェアやハードウェア、従業員トレーニングへの投資などのデジタル化プロジェクトを計画している企業	予算: 2億300万ユーロ 同プログラムは2020年5月から2023年12月末まで実施。各社の助成期間は最大で12ヶ月間。	https://www.innovationsberatung-foerderung.de/INNO/Navigation/DE/WIPAN/O/Unternehmens-Normung/unternehmens-normung.html
	ゴー・デジタル (go-digital)プログラム	業務プロセスのデジタル化、デジタル手法を用いた市場開拓、ITのセキュリティに関して、経済エネルギー省公認のコンサル会社を通じて相談を受ける際の、コンサルティング費用(1日あたり最大1,100ユーロ)について、最大50%を助成。6か月間で最大30日までを対象。	ドイツ連邦経済エネルギー省が EURONORM GmbHに委託	従業員100名以下、年間売上もしくは貸借対照表上の総資産が2,000万€以下の中小企業。	予算: 2900万ユーロ 助成期間: 2017年7月より2021年12月末まで	https://www.bmwj.de/Redaktion/DE/Dossier/digital-gst.html

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績（2019年度）	URL
④ 中小企業の経営強化に資する支援	人材:企業価値(unternehmensWert:Mensch)プログラム	州政府が主体となり、政府公認のコンサル会社を通じて人材に関する相談や支援を行う体制を援助。人材管理、機会均等、多様性、健康管理、知識と能力向上などがテーマ。相談費用は1日最大1000ユーロ、30日まで。従業員10名未満の企業へはその費用の80%を、10名以上250名未満の企業へは50%を助成。	ドイツ連邦労働社会省が労働部門を管轄する各州省へ委託し、コンサルタント企業が相談機会を提供（予算は欧州社会基金も拠出）	ドイツ国内に拠点を有する欧州委員会の定義による中小企業（従業員250名以下（※）、かつ年間売上高5千万ユーロ以下かつ年差引金額が4300万ユーロ以下）で、少なくともフルタイムで働く社会保険加入者1名以上、設立2年以上の条件を満たす企業。 ※バーテン＝ヴュルテンブルク州、ブランデンブルク州、ノルトラフ＝ヴェストファーレン州及びザクセン＝アンハルト州では従業員10名以下の企業に限定	助成期間：プログラムは2012年に実証期間が開始され、2015年より運用開始。第2期は2020年3月から2023年6月末まで	https://www.innovation-berufung-foerderung.de/INNOVATION/Navigation/DE/go-digital/go-digital.html
	人材:企業価値プラス(unternehmensWert:Mensch plus)プログラム	州政府が主体となり、政府公認のコンサル会社を通じて人材に関する相談や支援を行う体制を援助。デジタル化による変革への対応に特化。	ドイツ連邦労働社会省が労働部門を管轄する各州省へ委託し、コンサルタント企業が相談機会を提供（予算は欧州社会基金も拠出）	ドイツ国内に拠点を有する欧州委員会の定義による中小企業（従業員250名未満、かつ年間売上高5千万ユーロ未満かつ年差引金額が4300万ユーロ未満）	助成期間：プログラムは2012年に実証期間が開始され、2015年より運用開始。第2期は2020年3月から2023年6月末まで	https://www.unternehmenswert.de/startseite.html
	環境融資プログラム (Umweltprogramm)	企業がドイツ国内外にて環境や持続可能に配慮した経営をする際の投資に対する融資提供を行う。中小企業やフリーランスを条件の中で優先としているが、募集要項に詳細情報は掲載されていない。融資対象は大気・水質汚染対策のプロジェクト等に対し、最高2500万ユーロ、返済期間は5年から10年で融資。	ドイツ復興金融公庫(KfW: Kreditanstalt für Wiederaufbau)	全企業対象だが小規模企業（従業員50名未満、売上1千万€未満）に対しては好条件で融資		
⑤ 新事業に取り組む際の支援	デジタル化導入及び変革のための融資プログラム (ERP-Digitalisierungs- und Innovationskredit)	新規事業やデジタル化導入を通じた新商品・サービスの開発、製造プロセスの改善を行う企業に対し、その投資費用や運転資金として2万5千ユーロから最大2千5百万ユーロまで利率1%以上で融資。融資期間は5年から10年。KfWが資本リスクの70%を負う。欧州投資基金も拠出	ドイツ復興金融公庫(KfW: Kreditanstalt für Wiederaufbau)	ドイツ国内に本社、支社、子会社がある中規模企業、フリーランス、及びベンチャー企業		https://www.kfw.de/inland-foerderung/Unternehmen/Innovation/ERP-Digitalisierungs-und-Innovationskredit-(380-390-391)/
⑥ 知的財産権の保護に関する支援	特許と規格標準を用いた知識と技術移転の支援プログラム (WIIPAN O: Wissens- und Technologietransfer durch Patente und Normen)・特許申請 (Patentierung)	商標登録、意匠登録含む特許・実用新案出願から利用まで5段階に分けて最長2年間で16600ユーロを助成（新規性及び経済性の判断：各800ユーロ、特許申請の戦略コンサルティング：1000ユーロ、特許申請補助と費用：1万ユーロ、特許運用とマーケティング：4000ユーロ）助成率最大50%。	ドイツ連邦経済エネルギー省がEZN北ドイツ発明センター (Erfinderzentrum Norddeutschland GmbH) に委託	中小企業（欧州委員会定義の従業員250名未満、かつ年間売上高5千万ユーロ未満かつ年差引金額が4300万ユーロ未満）。さらに過去3年以内に特許もしくは実用新案の申請を行っていない企業	申請プログラムは2016年より3年おきに更新。現プログラムは2020年1月から2023年12月末まで実施	https://www.ezo.de/wiipan-o-foerderung-patente-anmelden-mit-16600-euro-zuschuss/
	特許情報センター (patent information centers PIC)	国内20か所以上にPICを配置。ミュンヘンはDPMAの本部があるためPICの拠点は設置されていない。出願手続きの説明のほか、無料の弁理士相談、先行出願調査（有料）、関連するイベントやセミナー、ワークショップ、知財戦略、知財分析、知財マネジメントの支援サービス等を実施。いくつかの拠点では特許などの出願手続きも可能	ドイツ特許商標庁	全企業		https://www.dpma.de/englisch/our_office/about_us/cooperation/patent_information_centres/index.html
	Search	DEPATISネットは、DPMAの電子文書アーカイブを無料でオンライン検索が可能。データベースホットラインでの検索のサポートほか、ミュンヘンおよびベルリンでDPMAが運営する「search rooms」での専門家によるサポートも提供。	ドイツ特許商標庁	全企業		
⑦ 下請取引に関する支援	中小企業支援策としては見当たらない。		-	-	-	-

支援内容	プログラム名	概要	支援主体	支援対象	支援実績（2019年度）	URL
(補足) 中小企業支援団体の支援	RUBIN-イノベーションのための地域起業家同盟 (RUBIN - Regionale unternehmerische Bündnisse für Innovation)	企業間および大学や研究機関との戦略的協力を改善することを目的に教育研究省が実施するプログラム。特に中小企業 (SME) のイノベーションと競争力を強化すること、大学や研究機関が研究結果の活用とその結果としてのイノベーションにさらにコミットすることを支援。最大7か月のコンセプトフェーズと通常3年の実証フェーズを実施。前者では最大3つのパートナー (少なくとも1つのSMEと最大1つの大学または研究機関を含む) に最大200,000ユーロの資金を提供。実証フェーズでは、500万～1300万ユーロを提供。特に「域経済構造を改善するための共同タスク (Gemeinschaftsaufgabe zur Verbesserung der regionalen Wirtschaftsstruktur (GRW))」に基づく構造的に弱い地域に所在するグループが主な対象。	ドイツ連邦教育研究省が、Forschungszentrum Jülich GmbHに委託	中小企業 (欧州委員会定義による従業員250名未満、かつ年間売上高5千万ユーロ以下か年差引金額が4800万ユーロ以下)		https://www.innovation-strukturwandel.de/de/rubin--regionale-unternehmerische-buendnisse-fuer-innovation-2510.html
	KMU-Netz (中小企業ネットワークとクラスター) 支援プログラム	中小企業ネットワークやクラスターを通じた商品・サービス・製造プロセスに関する研究開発への支援。助成率50%。	ドイツ連邦教育研究省が委託しVDI/VDE Innovation + Technik GmbHが実施	対象企業: a ドイツ国内に拠点を有する欧州委員会の定義による中小企業 (従業員250名未満、かつ年間売上高5千万ユーロ以下か年差引金額が4800万ユーロ以下) b 関連会社またはパートナー会社を含む場合、ドイツに登記事務所、恒久的施設、または支店を持つ中小企業で従業員1,000人、年間売上高3億ユーロを超えない企業。大学、研究機関、上記の中小企業の基準を満たしていない企業、その他の組織も、共同プロジェクトの枠組みの中で合理的な貢献の証明を提供できる場合、共同プロジェクトの枠組みの中で申請する資格あり。	助成期間: 2017年2月から2022年12月末まで	https://www.bmbf.de/foerderung/bekanntmachung-1318.html
(補足) その他過去の支援策 (一部)	ミッテルシュタンド優先10項目プログラム (Zehn Punkte Programm "Vorfahrt für den Mittelstand") 新ハイテク戦略・ドイツの革新 (neuen High-tech-Strategie - Innovationen für...)	中小企業の大学・研究機関との共同研究開発プロジェクト設立支援 (例: 新製品、実用化、生産プロセス改善、マーケティング、新規ビジネスモデルの立上げ等)	ドイツ連邦教育研究省		助成期間は2017年まで	https://www.bmbf.de/de/zehn-punkte-fuer-mehr-innovationen-im-mittelstand-2333.html
	革新的ミッテルシュタンド (Innovativer Mittelstand) プログラム	大学・研究機関や他企業との研究開発プロジェクト支援 (例: インダストリー4.0の導入試験費補助等)、2017年時点での年間予算: 3億2千万ユーロ)	ドイツ連邦教育研究省		助成期間は2015年まで	https://www.bmbf.de/de/mittelstand-3133.html

出典: 各機関およびプログラムのウェブサイト等からジェトロ作成

F) 州レベルでの国外展開に関する中小企業支援策

本レポートでは、自動車産業のクラスターとして知られるニーダーザクセン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、バイエルン州に加え、ベンチャー企業の集積が進んでいるベルリン州を取り上げ、州政府主体の中小企業支援策の中で主要なものをまとめた。支援対象企業は、特に記述がない限り、欧州委員会定義の中小企業である。

表 6：ニーダーザクセン州政府の中小企業支援策一覧

プログラム名	概要	支援主体	支援対象	URL
ニーダーザクセン州企業による研究開発・イノベーション支援プログラム (Niedersächsischen Innovationsförderprogramms für Forschung und Entwicklung in Unternehmen)	研究機関への委託研究もしくは単独の新商品開発、製造プロセスの改善、及び試作品の完成とデモンストレーションにかかる費用を助成。費用の最大45%まで、最高100万€、最長42カ月間。貸付は最高百万€。欧州地域開発基金（Europäischer Fonds für regionale Entwicklung）及び連邦経済省も予算拠出。	ニーダーザクセン州経済・労働・交通・デジタル化省（Niedersächsisches Ministerium für Wirtschaft, Arbeit, Verkehr und Digitalisierung）が同州投資支援銀行（Nbank：Investitions- und Förderbank Niedersachsen）へ委託	・中小企業（欧州委員会定義に従った従業員250名未満、売上5千万€もしくは貸借対照表上の総資産4300万€以下） ・特別な理由のある上記以外の企業 ・研究機関	https://www.nbank.de/Unternehmen/Innovation/Innovationsfoerprogramm-f%C3%BCr-Forschung-und-Entwicklung-in-Unternehmen-Zuschuss/index.jsp
ニーダーザクセン州Nseed出資プログラム	財政安定化のために議決権のない出資である「サイレント・パートナーシップ」等の形で、15万€から60万€を7年から最大12年間出資。	ニーダーザクセン州経済・労働・交通・デジタル化省（Niedersächsisches Ministerium für Wirtschaft, Arbeit, Verkehr und Digitalisierung）が同州投資支援銀行（Nbank：Investitions- und Förderbank Niedersachsen）、さらには同銀行資本出資公社（NBank Capital Beteiligungsgesellschaft mbH）へ委託	起業、5年以内のベンチャー	https://www.nbank.de/Unternehmen/Existenzgr%C3%BCndung/NSeed/index.jsp
ニーダーザクセン州起業融資 (Niedersachsen-Gründerkredit) プログラム	投資費用及び経費の全額に対して、2万€から50万€、返済期間最長20年（2年間の返済猶予、最大10年間の固定利率）を融資。他銀行からの借入の際の保証も提供。	ニーダーザクセン州投資支援銀行 (Nbank：Investitions- und Förderbank Niedersachsen)	・個人事業もしくは会社設立を計画する者 ・設立から5年以内の企業もしくは個人事業主	https://www.nbank.de/Unternehmen/Existenzgr%C3%BCndung/Niedersachsen-Gr%C3%BCnderkredit/index.jsp
イノベーション監査(Innovationsaudit) 支援プログラム	監査、経営に関する無料相談機会の提供と経営分析や改善案の作成。	ニーダーザクセン州投資支援銀行 (Nbank：Investitions- und Förderbank Niedersachsen)	従業員10名から150名の企業	https://www.nbank.de/Unternehmen/Innovation/Innovationsaudit/index.jsp
イノベーション相談 (Innovationsberatung) プログラム	革新的な事業や研究開発等への出資・貸付に関する相談、各種企業支援策の申請相談。	ニーダーザクセン州投資支援銀行 (Nbank：Investitions- und Förderbank Niedersachsen)	全企業とフリーランス	https://www.nbank.de/Unternehmen/Innovation/Innovationsberatung/index.jsp
各種コロナ対策支援プログラム	コロナ対策の影響に対してニーダーザクセン州政府は貸付・助成プログラム・保証制度を提供。	ニーダーザクセン州投資支援銀行 (Nbank：Investitions- und Förderbank Niedersachsen)	プログラムごとに異なる	

出典：各機関およびプログラムのウェブサイト等からジェトロ作成

表 7：バーデン・ビュルテンベルグ州政府の中小企業支援策一覧

プログラム名	概要	支援主体	支援対象	URL
イノベーション・クーポンA (Innovationsgutschein) 支援プログラム	国内外の特許関連調査へ最大2500€、費用の80%を助成。各企業一年に一度申請可能。	バーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg)	従業員100名以下、売上2千万€以下の企業	https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/innovation/in-tionsgutscheine/innovationsgutsche-a-und-b/
イノベーション・クーポンA (Innovationsgutschein) 支援プログラム	国内外市場のFS調査へ最大2500€、費用の80%を助成。各企業一年に一度申請可能。	バーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg)	従業員100名以下、売上2千万€以下の企業	https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/innovation/in-tionsgutscheine/innovationsgutsche-a-und-b/
イノベーション・クーポン (Innovationsgutschein) ・ハイテク・デジタル (Hightech Digital) 支援プログラム	ベンチャー企業と共同で行う、新商品・サービスの開発を前提とした研究開発から商品完成までを助成範囲とし、各最大2万€、費用の50%を助成。	バーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg)	・従業員100名以下、かつ売上げもしくは総資産額2千万€以下の企業 ・中小企業（欧州委員会定義に従った従業員250名以下、売上5千万€もしくは総資産額4300万€）がスタートアップ企業と共同プロジェクトを申請する場合	https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/innovation/in-tionsgutscheine/innovationsgutsche-hightech-digital/
イノベーション・クーポン (Innovationsgutschein) ・ハイテク・モビリティ (Hightech Mobilität) 支援プログラム	ベンチャー企業と共同で行う、新商品・サービスの開発を前提とした研究開発から商品完成までを助成範囲とし、各最大2万€、費用の50%を助成。	バーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg)	・従業員100名以下、かつ売上げもしくは総資産額2千万€以下の企業 ・中小企業（欧州委員会定義に従った従業員250名以下、売上5千万€もしくは総資産額4300万€）がスタートアップ企業と共同プロジェクトを申請する場合	https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/innovation/in-tionsgutscheine/innovationsgutsche-hightech-mobilitaet/
BW投資 (Invest BW) 支援プログラム	単独及び他企業や研究機関との研究開発費用の50% (5百万€) までを助成。（中小企業は20%助成割合増）	バーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg)	全企業	https://invest-bw.de/innovation
イノベーション・クーポンB (Innovationsgutschein) 支援プログラム	商品・サービス企画から試作品作成、各種試験、認証申請までを助成範囲とし、最大5千€、費用の50%を助成。	バーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg)	従業員100名以下、売上2千万€以下	https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/innovation/in-tionsgutscheine/innovationsgutsche-a-und-b/
イノベーション・クーポン (Innovationsgutschein) ・スタートアップ (Start-Up) 支援プログラム	新商品・サービスの開発を前提として行う研究開発（分野：デジタル・モビリティ・バイテク・医療技術・環境技術）に対し最大2万€、費用の50%を助成。各企業一年に一度申請可能。	バーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg)	起業から5年以内、従業員100名以下、売上2千万€以下	https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/innovation/in-tionsgutscheine/innovationsgutsche-hightech-start-up/
InnovFin 70 支援プログラム	欧州投資基金 (EIF: Europäische Investitionsfonds) が拠出する保証制度（最大70%）。	連邦経済省がバーデン＝ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省及び州支援銀行 (L-Bank: Landeskreditbank Baden-Württemberg - Förderbank) へ委託	・中小企業（欧州委員会定義による従業員250名未満、かつ売上5千万€以下もしくは貸借対照表の総資産額が4300万€以下） ・SMC (Small Mid Caps): 従業員500名未満で上記中小企業枠には該当しない企業 ・両者共にその他大企業や自治体・公社等から資本の25%を出資されていない ・企業活動が活発である（7条件のうち1つを満たす：助成金受領、特許取得、不成功に終わった新商品、予算の10%は研究開発へ投資、等）	https://www.l-bank.de/produkte/unternehmensfinanzierung/innovfin70.html

プログラム名	概要	支援主体	支援対象	URL
デジタル・プレミア・プラス (Digitalisierungsprämie Plus) 支援プログラム	デジタル化導入とITセキュリティ強化に対して最高12000€を助成もしくは貸付。予算6600万€。	バーデン=ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg) 及びドイツ復興金融公庫 (KfW) がBW州支援銀行 (L-Bank) に委託	・従業員500名未満の企業 ・その他の企業や自治体、公社等からの出資額が資本の25%を超えない企業	https://www.wirtschaft-digital-bw.de/foerderprogramme/digitalisierungspraemie-plus
コンサルタント・クーポン (Beratungsgutscheine)	州省公認の10企業によるコンサルを最大10日間、費用の80%助成 (欧州社会基金と州経済・労働・住宅建設省が予算拠出)	バーデン=ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg)	起業及びフリーランス	https://www.startupbw.de/finanzierung/foerderung/vouchers/beratungsgutscheine/
イノベーション・クーポンA (Innovationsgutschein) 支援プログラム	国内外を対象とした製品・技術・市場に関する調査に対し最大2500€、費用の80%を助成。各企業一年に一度申請可能。	バーデン=ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg)	従業員100名以下、売上2千万€以下の企業	https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/innovation/innovationsgutscheine/innovationsgutschein-a-und-b/
イノベーション・クーポンA (Innovationsgutschein) 支援プログラム	特許関連調査に対し最大2500€、費用の80%を助成。各企業一年に一度申請可能。	バーデン=ヴュルテンベルク州経済・労働・住宅建設省 (Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Wohnungsbau Baden-Württemberg)	従業員100名以下、売上2千万€以下の企業	https://wm.baden-wuerttemberg.de/de/innovation/innovationsgutscheine/innovationsgutschein-a-und-b/
各種コロナ対策支援プログラム	新型コロナウイルスの経営への影響に対してバーデン=ヴュルテンベルク州政府は貸付・助成プログラム・保証制度を提供。	バーデン=ヴュルテンベルク州信用銀行 (Landeskreditbank Baden-Württemberg)	プログラムごとに異なる	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/kmu-fonds-gruendung-wachstum.html

出典：各機関およびプログラムのウェブサイト等からジェトロ作成

表 8: バイエレン州政府の中小企業支援策一覧

プログラム名	概要	支援主体	支援対象	URL
21世紀のハイテク(Hochtechnologien für das 21. Jahrhundert)支援プログラム	先進技術8分野(生命科学、IT、マイクロシステム技術、新素材、エネルギー・環境技術、メカトロニクス、ナノテクノロジー、生産プロセス等)における基礎研究、商品開発、試作品完成にかかる費用に対して最高50%(基礎研究は全額)を支給。申請期間:2015年より2021年6月末まで。	バイエレン州研究財団公社(Geschäftsstelle der Bayerischen Forschungsstiftung)	<ul style="list-style-type: none"> ・全企業、但し欧州委員会定義の中小企業(従業員数250名未満、売上5千万€以下もしくは貸借対照表にて総資産額が4300万€以下)が優先) ・フリーランス ・大学やその他研究機関(支給される負担割合が大き) 	https://forschungsstiftung.de/index.php/Antragstellung/Foerderprogramme.html
バイエレン技術支援プログラム・プラス(Bayerisches Technologieförderungs-Programm plus: BayTP+))	製品化、実用化、新商品開発や既存商品・製造プロセスの改良、新ビジネスモデルの立上げを支援。研究開発費用の25%から50%(小企業に重点配分)を助成し、実用化計画へは費用分の借入金金を提供。2012年から2018年までの同様のプログラムあり。(応募期間:2019年から2022年)	バイエレン州経済エネルギー省(Bayerisches Staatsministerium für Wirtschaft, Landesentwicklung und Energie (StMWi))がバイエレン・イノベーション公社(Bayern Innovativ GmbH)に委託	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員400名以下の企業 ・同州にとって重要な研究や技術を行う上記以外の企業 	https://www.bayern-innovativ.de/suchergebnisse/seite/baytp
バイエレン共同研究支援プログラム(„Bayerischen Verbundforschungsprogramms: BayVFP)	デジタル化、生命科学、新素材、モビリティの4分野技術の研究開発や実用化を企業と研究機関が共同で行うプロジェクトを支援。前者は費用の50%を後者は25%を助成。以前は各分野ごとに別れていた支援プログラムを統合。(応募期間:2019年から2022年)	バイエレン州経済エネルギー省(Bayerisches Staatsministerium für Wirtschaft, Landesentwicklung und Energie (StMWi))がバイエレン・イノベーション公社(Bayern Innovativ GmbH)に委託	<ul style="list-style-type: none"> ・大学及びその他研究機関 ・その他の組織団体や個人 ・中小企業(欧州委員会定義に従った従業員数250名未満、売上5千万€以下もしくは貸借対照表にて総資産額が4300万€以下)が優先される。 	https://www.stmwi.bayern.de/service/foerderprogramme/technologiefoerderung/
バイエレン州エネルギー研究支援プログラム(Bayerisches Energieforschungsprogramm)	エネルギー関連技術の開発、実用化、再エネ促進利用のためのデモンストレーション設備投資等に対し、研究・デモ設備投資へは費用の最大50%、実用化には費用の最大35%を助成。(応募期間:2019年から2022年)	バイエレン州経済エネルギー省がユーリッヒ研究センター(Forschungszentrum Jülich GmbH)へ委託	<ul style="list-style-type: none"> ・企業 ・中小企業(欧州委員会定義に従った従業員数250名未満、売上5千万€以下もしくは貸借対照表にて総資産額が4300万€以下)は大企業よりも助成割合が多い。 ・自治体組織、教会(宗教組織)等 	https://www.pti.de/bayern-energie
技術系ベンチャー企業及び起業(Technologieorientierte Unternehmensgründungen: BayTOU)支援プログラム	製品技術の事業化コンセプトを確立する場合はその費用の25%から35%(もしくは最大5万2千€,小企業に重点配分)を、試作品完成費用へはその25%から45%(ソフトウェア開発会社の場合は最大15万€)を支給。(応募期間:2019年から2022年)	バイエレン州経済エネルギー省がバイエレン・イノベーション公社(Bayern Innovativ GmbH)に委託	<ul style="list-style-type: none"> ・技術系企業の起業計画をする者 ・技術系の中小企業で立上げから6年未満、従業員数10名未満、売上5千万€以下もしくは貸借対照表にて総資産額が4300万€以下 	https://www.bayern-innovativ.de/beratung/technologietransfer-transferleben/programm-startup/seite/baytou
創業・ベンチャー融資(Startkredit)プログラム	1万€から1千万€を返済猶予20年まで・低利子で融資。また起業に対しては、2万5千€から1千万€を返済猶予20年まで・低利子で融資。予算を50%拠出する欧州投資基金(EIF: Europäische Investitionsfonds)からの融資により2009年に発足し2020年予算は2億5千万€。	バイエレン州立助成銀行(LfA Förderbank Bayern)	<ul style="list-style-type: none"> ・起業計画をする者 ・設立5年以内のベンチャー企業 ・起業相続人 ・事業承継 ・起業のための商品倉庫(設備投資)費用 	https://lfa.de/website/de/foerderung/ebote/gruendung/index.php

プログラム名	概要	支援主体	支援対象	URL
イノベーション融資 4.0 (Innovationskredit 4.0) プログラム	製品開発、製造過程等へのデジタル化技術導入費用に対して2万5千€から750万€、最大で全費用を融資。同銀行による借入信用も提供。2020年に融資開始	バイエルン州立助成銀行 (LfA Förderbank Bayern)	<ul style="list-style-type: none"> ・売上500万€以下の企業もしくはフリーランス ・中小企業 (欧州委員会定義に従った従業員数250名未満、売上500万€以下、もしくは貸借対照表にて総資産額が4300万€以下) 	https://lfa.de/website/de/foerderangebot/innovation/foerderangebot/darlehens/index.php
デジタルボーナス (Digitalbonus) 支援プログラム	IT関連技術を利用した、既存製品やその製造過程の改良、サービスの改善を行う際、その費用の最大50%、最高1万€まで最長1年半助成。募集期間：2021年から2023年。年間予算は6千万€。	バイエルン州経済エネルギー省 (Bayerisches Staatsministerium für Wirtschaft, Landesentwicklung und Energie (StMWi))	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーランスと個人事業者 ・病院・診療所等 ・農業、林業、漁業を行う企業 ・営利事業を行わない企業、団体・組織 ・事業税を免除される企業 	https://www.digitalbonus.bayern/
創業・ベンチャー融資 (Startkredit) プログラム	1万€から1千万€を返済猶予20年まで・低利子で融資。また起業に対しては、2万5千€から1千万€を返済猶予20年まで・低利子で融資。予算を50%拠出する欧州投資基金 (EIF: Europäische Investitionsfonds) からの融資により2009年に発足し2020年予算は2億5千万€。	バイエルン州立助成銀行 (LfA Förderbank Bayern)	<ul style="list-style-type: none"> ・起業計画をする者 ・設立5年以内のベンチャー企業 ・起業相続人 ・事業承継 ・起業のための商品倉庫 (設備投資) 費用 	https://lfa.de/website/de/foerderangebot/gruendung/index.php
各種コロナ対策支援プログラム	新型コロナウイルスの経営への影響に対してバイエルン各州政府は貸付・助成プログラム・保証制度を提供。	バイエルン州立助成銀行 (LfA Förderbank Bayern)	プログラムごとに異なる	

出典：各機関およびプログラムのウェブサイト等からジェトロ作成

表 9：ベルリン州政府の中小企業支援策一覧

プログラム名	概要	支援主体	支援対象	URL
中小企業プロジェクト・国際化支援 (Programm für Internationalisierung – Förderung von KMU-Projekten)	国内外での展示会・品評会等への出展費用の助成 (3千€から1万2千€まで、費用の最大50%まで)	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 (欧州委員会定義に従った従業員250名未満、売上5千万€以下もしくは貸借対照表4300万€以下) で自社製品を販売する者。特に地域クラスターに属する企業。 ・フリーランスは対象外 	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/pfi-foerderung-von-kmu-projekten.html
ベルリン・イノベーション (Berlin Innovativ) 融資プログラム	海外展開費用に加え、企業設立及び中小企業の新事業立上げの際の設備投資、前払金の準備に対し、10万€から最高2百万€を低利子、返済期間最長10年で融資。予算は欧州投資基金も拠出。	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ ・中小企業 (欧州委員会定義：従業員250名未満、売上5千万€以下、もしくは貸借対照表資産が4300万€以下) ・小規模ミッドキャップ (Mid-Caps) 中規模企業で従業員500名未満) ・フリーランス 	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/berlin-innovativ.html
コーチング・ボーナス (Coaching BONUS) 支援プログラム	起業や事業拡大のためのコーチングに対し一日最大千€、20日間まで支給。尚、3日目以降は、創業5年以上の企業へは費用の50%を、それ以外は20%を助成。コーチング内容は海外展開 (事業計画立案、マーケティング戦略)、運営改善、デジタル化導入、各種支援プログラム募集要項作成等。	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	起業もしくは中小企業 (欧州委員会定義：従業員250名未満、売上5千万€以下、もしくは貸借対照表資産が4300万€以下) かつ、革新的技術を有する、事業化されたクリエイティブ産業、国際化事業、事業継承に関連するもの。	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/coaching-bonus.html
トランスファー・ボーナス (Transfer BONUS) プログラム	企業が商品や新サービスの開発、自社で利用するデジタル技術開発を研究機関へ委託研究する際の費用を助成 (プロジェクトの熟度に応じて、費用の75%~100%、7.5千~1.5万€。デジタル技術開発の委託は費用の75%まで、最大4万5千€)	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術系の中小企業 (欧州委員会定義に従った従業員数250名、売上5千万€以下、もしくは貸借対照表の収益が4300万€以下) ・非技術系だが革新的な技術を扱う中小企業 (同定義) ・社会的企業 	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/transfer-bonus.html
Pro FIT プロジェクト資金 (- Projektfinanzierung) 支援プログラム	企業が単独もしくは研究機関と共同して開発、実用化、試作品完成、量産化する際の費用に対し、研究・実用化費用は最大40万€まで助成、試作品の完成は百万€を融資。	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 (欧州委員会定義に従った従業員数250名、売上5千万€以下、もしくは貸借対照表の収益が4300万€以下) ・その他の企業や研究機関 (中小企業との共同研究のみ) 	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/pro-fit-projektfinanzierung.html
ベルリン・スタート (Berlin Start) 融資プログラム	起業や7年未満の事業に対する融資。最大150万€、返済期間最長10年。また最大80%までの融資保証も提供する。	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	起業後、7年以内のベンチャー、フリーランス	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/berlin-start.html
起業ボーナス (GründungsBONUS) 支援プログラム	デジタル技術や各種技術、革新的な事業モデルを計画する企業に対し、経費や投資費用の50%、最大5万€を助成。	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	<ul style="list-style-type: none"> 以下の条件を満たすスタートアップ、フリーランス ・設立から12カ月以内 ・発起人が資本の半分以上を出資 ・技術、デジタル、クリエイティブもしくは持続可能なビジネスモデル ・将来的に拡大する見通しのある地域市場への進出 	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/gruendungsbonus.html

プログラム名	概要	支援主体	支援対象	URL
ベルリン・ミッテルシュタンド4.0 (Berlin Mittelstand 4.0)融資プログラム	事業にオートメーション化 (Industrie 4.0) 等のIT技術導入の際の費用200万€から600万€を低金利にて返済期間最長10年で融資。	ベルリン州投資銀行(Investitionsbank Berlin)	・スタートアップ ・中小企業 (欧州委員会定義に従った従業員250名未満、売上高5千万€もしくは貸借対照表の収益が4300万€以下) ・従業員数3000人未満の大企業 ・フリーランス	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/berlin-mittelstand-4.0.html
デジタル・プレミア・ベルリン (Digitalprämie Berlin) 支援プログラム	デジタル化導入やITセキュリティ強化による事業改善や相談、認証登録等にかかる費用に対して、企業規模に応じ、最大1万7,000€を助成。	ベルリン州投資銀行(Investitionsbank Berlin)	・中小企業 (欧州委員会定義による従業員数250名未満、売上高5千万€以下、もしくは貸借対照表の収益が4300万€以下) ・フリーランス、個人事業者	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/digitalpraemie-berlin.html
ベルリン・キャピタル (Berlin Kapital) 出資プログラム	急成長する企業に対し、財政安定化のためにメザニンローンを匿名組合員として出資。最大500万€、出資期間10年。	ベルリン州投資銀行(Investitionsbank Berlin)	・中小企業 (欧州委員会定義) で有限会社、株式会社、もしくは有限合資会社 ・ベンチャー企業で既に損益分岐点を越えた企業	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/berlin-kapital.html
ベルリン州投資銀行成長プログラム (IBB-Wachstumsprogramm) 、	固定資産への投資や各種前払金への借入れ等 (100万€から3000万€までの融資案件について、50% (50万€から1500万€) をIBBが返済期間10年で融資。	ベルリン州投資銀行(Investitionsbank Berlin)	・マジョリティ株主であり、 ・設立3年以内	https://www.ibb.de/en/foerderprogramme/ibb-wachstumsprogramm.html
ベンチャー・キャピタル・ファンド (VC Fonds)	IBB Venturesが「VC Fonds」を利用し、技術、クリエイティブ分野の成長企業に投資。投資額は20-100万€。	ベルリン州投資銀行(Investitionsbank Berlin)	中小企業 (欧州委員会定義) で、革新的技術やビジネスモデル、事業拡大の可能性ある、クリエイティブ・ライフサイエンス・技術・情報通信技術 (ICT) 分野企業。	https://www.ibb.de/en/foerderprogramme/vc-fonds.html
地域経済構造改革・共通課題 (Gemeinschaftsaufgabe "Verbesserung der regionalen Wirtschaftsstruktur" (GRW)支援プログラム	事業拡大や改善のための固定資産への投資 (最長42カ月)、ベルリンへの移転や事業展開等に対し投資額の30%までを助成。	ベルリン州投資銀行(Investitionsbank Berlin)	起業、もしくは他州にも市場を獲得している企業	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/gemeinschaftsaufgabe-verbesserung-der-regionalen-wirtschaftsstruktur-grw.html
IBB マイクロ・クラウド (MikroCrowd) 融資プログラム、及び中小企業基金によるマイクロ・クレジット (Mikrokredit aus dem KMU-Fonds) 融資プログラム	起業や事業拡張、マーケティングや新商品開発等に対する2万5千€までのマイクロクレジットの提供。返済期間は最長6年。欧州地域開発基金が予算拠出。尚、両者の組み合わせや起業ボーナスプログラムの併用も可能。	ベルリン州投資銀行(Investitionsbank Berlin)	中小企業 (欧州委員会定義)、フリーランス業の発起人等	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/ibb-mikrocrowd.html https://www.ibb.de/en/foerderprogramme/mikrokredit-aus-dem-kmu-fonds.html

プログラム名	概要	支援主体	支援対象	URL
イノベーション・アシスタント (Innovationsassistent/-in) 支援プログラム	専門分野の知識を持つ大学卒業者を雇用する際、最長1年間で4万€までの人件費について、最大50%を助成。	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	<ul style="list-style-type: none"> 革新的事業に取り組む技術系中小企業（業種：製造業、商業、社会的企業。欧州委員会定義に従った従業員250名未満、売上げ5千万€以下もしくは貸借対照表の収益が4300万€以下の企業） 非技術系中小企業の場合、専門知識を持つ教育訓練を受けた技師（大卒、職業訓練校卒）が対象 	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/innovationsassistent-in.html
ベルリン州保証制度 (Landesbürgschaften)	事業拡大等の投資費用資金の確保のための借入れを行う際に125万€から1千万€の融資保証提供。ベルリン州政府の支援策。	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin) 及びベルリン・ブランデンブルグ保証銀行 (BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH)	州内の企業やフリーランスで、自らが運営者である企業へ出資する者	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/landesbuergschaften.html
電動モビリティ事業推進 (WELMO : Wirtschaftsnahe Elektromobilität) プロジェクト	電動モビリティの購入や充電スタンドの設置、及び相談・調査費用への助成（相談・調査費用：1000€まで、車両購入費（価格4万€以上）の最大25%まで、最大1万5千€まで、スタンド設置費用の50%まで、最高3万€まで）	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	フリーランスもしくは中小企業（欧州委員会定義に従った従業員250名未満、売上5千€以下、貸借対照表の収益が4300万€以下）	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/wirtschaftsnahe-elektromobilitaet.html
ベルリン州流動性支援 (Liquiditätshilfen BERLIN) プログラム	流動性にかかる費用、企業構造の変更や市場への適応変化等にかかる費用を最高100万€まで融資。2年間の返済猶予期が設けられ、返済期間は最長5年。	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	<ul style="list-style-type: none"> 設立4年目以降の中小企業（欧州委員会定義に従った従業員数250名未満、売上5千万€以下、もしくは貸借対照表資産が4300万€以下） 以下の業種は除く（鉄鋼業、小売業、飲食業、建設業、不動産業、消費者サービス業、農林業） 	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/liquiditaetshilfen-berlin.html
各種コロナ対策支援プログラム	コロナ対策の影響に対して各州政府は貸付・助成プログラム・保証制度を提供。	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	プログラムごとに異なる	https://www.ibb.de/de/coronahilfen/coronahilfen.html
中小企業基金・企業と成長 (KMU-Fonds Gründung & Wachstum) 融資プログラム	事業継承や事業拡大の際の前、起業資金確保のための借入機会を提供（取引銀行や共同出資者がいる場合は1000万€まで、起業・成長支援、直接融資の場合は25万€まで）。返済期間は最長20年。予算は欧州地域開発基金も拠出。	ベルリン州投資銀行 (Investitionsbank Berlin)	フリーランス含む中小企業（欧州委員会定義に従った従業員数250名未満、売上5千万€以下、もしくは貸借対照表資産が4300万€以下）	https://www.ibb.de/de/foerderprogramme/kmu-fonds-gruendung-wachstum.html

出典：各機関およびプログラムのウェブサイト等からジェトロ作成

4. 欧州委員会の支援策一覧

ドイツの中小企業を対象とした支援策には州政府、連邦政府が主体となる支援策に加えて、欧州政府が主体となる支援策があるので、以下の一覧表にて紹介する。欧州政府が主体となる支援策は、主に欧州内の複数の企業や研究組織等が共同にて新商品や新サービスの研究開発等を行うプロジェクトを対象としているものが多い。その中で特に中小企業支援へ注力していたのが「ホライズン(Horizon)2020 プログラム」³⁴であるが、その支援策の多くは2020年までに終了している。EU理事会（競争力担当閣僚理事会）は2020年9月29日、次期研究開発支援プログラム「ホライズン・ヨーロッパ」（2021～2027年）³⁵を実施するEU規則案に大筋合意したと発表、さらにEU理事会（閣僚理事会）は3月16日、ホライズン・ヨーロッパ設置規則案を採択している。2020年12月のEU理事会との政治合意に基づき、欧州議会も4月には規則案を採択するとみられ、規則案は両機関の採択を経て正式に成立、2021年1月1日に遡って適用されることになる。「ホライズン・ヨーロッパ」（予算規模：名目額で955億ユーロ）の予算は、(1) エクセレント・サイエンス、(2) グローバルな課題と産業競争力、(3) イノベーティブな欧州という3つの柱に振り分けられる。さらに、重点分野として「EU ミッション」と名付けられた以下の5つのテーマが設定されている。これらのテーマは、第2の柱「グローバルな課題と産業競争力」の下で重点的に予算が配分されるほか、他のEU予算も活用した重層的な支援が予定されている。

- ① がんの克服
- ② 社会の変革を含む気候変動への適応
- ③ 海洋・海岸・内陸水における健康の回復
- ④ 気候中立を達成するスマートシティ
- ⑤ 健全な土壌と食糧

さらに2021年3月15日には「ホライズン・ヨーロッパ」の前半4年間（2021～2024年）の戦略計画が採択された³⁶。同計画では、環境関連やデジタル化への移行、新型コロナウイルスなどの危機への対応能力の強化、EUの積極的な利益擁護を目指す「開かれた戦略的自律性」に対応した政策など、以下の4つの「戦略的な方向性（strategic orientation）」に沿って投資を行う方針が示されている。

- ① 重要な新興デジタル技術、産業、バリューチェーンの開発の主導により、「開かれた戦略的自律性」の推進
- ② 欧州の生態系や生物多様性の復元と持続可能な天然資源の管理
- ③ デジタル化に適合し、気候中立に対応した、持続可能な循環型の欧州経済の推進
- ④ より強靱（きょうじん）で包摂的、民主的な欧州社会の実現

³⁴ http://jeupiste.eu/ja/faq-h2020-what_ip

³⁵ https://ec.europa.eu/info/horizon-europe_en

³⁶ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_1122

「ホライズン・ヨーロッパ」以外でも、欧州内の特定の優良中小企業に対して、商品開発から国外展開を段階的に支援するパイロットプロジェクトが、欧州革新委員会 **EIC(European Innovation Council)**によって行われている。加えて中小企業の特許出願を欧州域外にても行う際の支援プログラムも幾つか存在する。以下の表では主な支援策をまとめた。

表 10 エラー! 指定したスタイルは使われていません。: 欧州委員会の中小企業支援策

プログラム名	概要	支援主体	支援対象	URL
中小企業の競争力強化支援プログラム (COSME: Programme for the Competitiveness of Enterprises and small and medium-sized enterprises)	海外展開のための支援、市場アクセスの改善に加え、資金調達補助(保証、融資、自己資本)、経営改善のための研修機会の提供、起業支援や企業管理制度の簡略化等への各種支援プログラムを提供する。予算は2014年から6年間で23億€。	欧州委員会 (欧州投資基金: EIF: European Investment Fund)	各種プログラムにより異なるが、主に中小企業 (欧州委員会定義に従った従業員250名未満、年間売上5千万€もしくは貸借対照表上の総資産4300万€以下)	https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/programmes/cosme
欧州革新委員会 (EIC: Europäischer Innovationsrat) ・促進パイロット (Accelerator Pilot) プロジェクト	欧州内外の市場展開の可能性のある優良企業に対して開発から市場参入までを支援する中で、研修機会ネットワーク等を含む市場開発の簡易化のための支援 (ビジネス促進サービス: Business Acceleration Services) を提供。2019年度に企業の潜在可能性調査が終了。各プロジェクトに50万から250万€助成。(旧プロジェクト名はSME Instrument)	欧州連合の欧州革新委員会 (EIC: Europäischer Innovationsrat) が各国政府の窓口 (ドイツ経産省) と連帯	・ 中小企業 (従業員250名未満、年間売上5千万€もしくは貸借対照表上の総資産4300万€以下) ・ 業種は技術系起業、非技術系企業 (例えば社会的企業、革新的なサービス)	https://www.nks-kmu.de/foerderung-accelerator.php
知的財産行動計画2020 (2020 IP Action Plan)	EU内の中小企業への各種IPR支援策方針を取りまとめ。出願前審査、特許申請・登録費用を支援するIPバウチャーの交付、特許出願戦略に関する情報の共有、欧州連合知的財産庁 (EUIPO: European Intellectual Property Office) による欧州IP情報センターの設置と中小企業の特許申請手続きの簡略化、相談所の設置 (欧州及び中国、東南アジア、インド、南米)。同相談所はCOSMEプログラムとHorizon2020プログラムが予算を拠出。2021年に各種募集開始。	欧州委員会	中小企業等	https://ec.europa.eu/growth/industry/policy/intellectual-property/smes_en
中小企業の知的財産価値 (VIP4SME: Value Intellectual Property for SMEs) 支援プロジェクト	欧州加盟国の中小企業に対し、知的財産権の研修及び申請相談サービスを提供。無料ツールボックスも配布。予算300万€。	欧州連合が委託し、フラウンホーファー研究機構が実施、EU内外30の特許関連機関が参加	各種プログラムにより異なるが、主に中小企業 (欧州委員会定義に従った従業員250名以下未満、年間売上5千万€もしくは年次貸借対照表4300万€以下)	https://cordis.europa.eu/project/id/641012
欧州知的財産ヘルプデスク (European IP Helpdesk)	中国・東南アジア・中南米・EUの専用相談窓口とデータバンク開設、研修実施。	欧州委員会・中小企業執行機関 (EASME: European Commission's Executive Agency for Small and Medium-sized Enterprises)	・ 中小企業 (従業員250名未満、年間売上5千万€もしくは年次貸借対照表4300万€以下) ・ 研究者、その他EU支援プロジェクト参加者	https://www.iprhelpdesk.eu/
市場情報ウェブサイト	農産品・食品に関する国別、品目別の市場動向情報を提供。また同品目の輸出入に関するポータルサイトAccess2Marketsも開設	欧州委員会、消費者・健康・農業及び食料執行機関 (Consumers, Health, Agriculture and Food Executive Agency)	農産物・食品の生産・加工・流通業者及び研究機関、各国の政策担当者等	https://ec.europa.eu/chafea/agri/en/enter-new-markets/market-information
欧州革新委員会 (EIC: Europäischer Innovationsrat) ・革新支援プログラム (FTI: Fast Track to Innovation)	単独もしくは他企業や研究機関と共同プロジェクトを通じて、製品・サービスの開発を行う際の支援。各プロジェクトは助成期間半年以内で費用最高70%、3百万€まで助成。2020年にHORIZON 2020終了時に終了。	欧州連合の欧州革新委員会 (EIC: Europäischer Innovationsrat) が各国政府の窓口 (ドイツ経産省) と連帯。実施機関: 中小企業執行機関 (EASME: Executive Agency for Small and Medium-sized enterprises)	最低3ヶ国以上のEU加盟国に所在地のある企業3社から5社から成るプロジェクト	https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en/h2020-section/fast-track-innovation-pilot

プログラム名	概要	支援主体	支援対象	URL
欧州革新委員会 (EIC: Europäischer Innovationsrat) ・ バイオニア ・ パイロット (Pathfinder Pilot) 支援プログラム	3つの支援プログラムから構成。現状打破に向けた構想段階を支援する「FET Open」では、最大3百万€まで、実際の社会実装等のプロセスを支援する「FET Innovation launched」では最大10万€まで助成。さらに今後の社会のおよび産業的課題に対応して、革新的で学際的な技術研究を推進する「FET Proactive」では4百万€まで助成。	欧州連合の欧州革新委員会 (EIC: Europäischer Innovationsrat) が各国政府の窓口 (ドイツ経産省) と連携。	大学等の研究機関とハイテク企業 (特に中小企業: 欧州委員会定義)	https://www.nks-kmu.de/foerderung-pathfinder.php
ユーロスター(EUROSTARS)支援プログラム	中小企業が中心となりユーロスター加盟国の2ヶ国以上の企業もしくは研究機関が共同で行う革新的な商品・サービス及び生産プロセスの研究開発プロジェクト費用の最大半額を助成。なお、プロジェクト期間は最低大3年以内でプロジェクト終了後2年以内に市場販売を開始する条件がある。予算は欧州委員会と欧州の研究開発政策、市場志向の研究開発のための欧州全域にわたるネットワーク「EUREKA」が拠出。	ドイツ教育研究省がドイツ航空宇宙センター (DLR: Deutsches Zentrum für Luft- und Raumfahrt e.V.) に委託	・ 同プログラムに参加する欧州内外計36カ国の何れかに所在する中小企業 (従業員250名未満、年間売上5千万€もし年次貸借対照表の総資産4300万€以下) が中心 ・ 代表企業は研究開発に従事し、計画費用の50%を負担。	https://www.eurostars.dlr.de/de/1332.php
ホライズン (Horizon) 2020支援プログラム	3研究分野の内、2研究分野 (産業技術におけるリーダー、及び社会的な課題への取り組み) の中の6領域において中小企業が参画。	欧州連合	全企業及び研究機関	https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en/h2020-sections https://www.foerderinfo.bund.de/de/kmu-foerderung-913.php
マリーキュリー支援プログラム (Marie-Sklodowska-Curie-Maßnahmen)	欧州内外の研究機関にて行う従業員の研修費用 (RISE)、研究機関職員の出向 (ITN)、教育研究機関と合同で行う技術博士等の専門職教育 (IF) に対する助成。	欧州連合及びドイツ連邦教育研究省	・ 中小企業 (従業員250名以下、年間売上5千万€もしくは年次貸借対照表4300万€以下) ・ 研究機関、教育研究機関	https://www.nks-kmu.de/foerderung-msca.php
欧州革新委員会 (EIC:Europäischer Innovationsrat) ・ 促進パイロット (Accelerator Pilot) プロジェクト	欧州内外の市場展開の可能性のある優良企業に対して研究開発から市場参入までを3段階に分けて助成及び研修機会 (ビジネス促進サービス: Business Acceleration Services) の提供を通じて支援。2019年度に企業の潜在可能性調査が終了。各プロジェクトに50万から250万€助成。(旧プロジェクト名はSME Instrument)	欧州連合の欧州革新委員会 (EIC:Europäischer Innovationsrat) が各国政府の窓口 (ドイツ経産省) と連携	・ 中小企業 (従業員250名未満、年間売上5千万€もし年次貸借対照表の総資産4300万€以下) ・ 業種は技術系起業、社会的企業、革新的なサービス業	https://www.nks-kmu.de/foerderung-accelerator.php
ビジネス原動力となるアイデア・中小企業ファンド (Ideas powered for business SME FUND) Intellectual property vouchers)	加盟国もしくはEUの商標制度への商標登録、意匠登録の申請費用の半額、及び知的財産事前審査費用の75%を助成。予算2千万€、各支援企業へは最大1500€支給。	欧州連合知的財産庁 (EUIPO: European Union Intellectual Property Office)	中小企業 (従業員250名未満、年間売上5千万€もし年次貸借対照表の総資産4300万€以下)	https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/online-services/sme-fund_ https://www.dpma.de/service/kmu/information/index.html
中小企業のための特許申請支援プロジェクト (IPA4SME) (既存のEUプロジェクト参加企業限定)	知的財産監査費用、欧州特許庁への申請費用 (各申請につき費用の最大75%まで、もしくは2500ユーロまで)、1社につき最大5件まで、欧州特許弁理士費用の最大50%もしくは2000€まで、各社合計1万5000€まで助成。予算: 430万€	欧州連合の「企業と中小企業の競争力強化プログラム」から委託、アリカンテ大学、コンサル会社CARSA社等計4組織が運営	EUよりSeal of Excellence (Hoziron2000の一部)を受賞かつ従業員250名未満、年間売上5千万€もし年次貸借対照表の総資産4300万€以下	https://www.ipa4sme.eu/
イノサップ (INNOSUP) 支援プログラム	2018年より2年間で9支援策に対し約1億2千万€を拠出。	欧州委員会	クラスター等の中小企業支援団体・組織	https://www.nks-kmu.de/ausschreibungen-innosup.php

出典：各機関およびプログラムのウェブサイト等からジェトロ作成

II. ドイツ中小企業の EU 域外展開（直接投資、輸出）事例

充実した支援策を背景に、ドイツでは、多くの優良中小企業が活躍している。ここでは「ミッテルシュタント大賞（Große Preis des Mittelstandes）³⁷の受賞企業」のうち、国外への進出に取り組む3社の事例を紹介する。

「ミッテルシュタント大賞」は1994年にオスカー・パッツェルト私立財団（Oskar Patzelt-Stiftung）によって設立された。同賞の選考過程は大きく2つに分かれており、毎年まずドイツの12州・地域ごとに優良企業として数社が入賞者として選ばれる。さらにその中から最優秀企業として数社が表彰される。毎年中小企業約5,000社がその対象として選ばれており、同賞創設以来、約2万社以上がノミネートされている。

本調査では同賞の入賞者を優良企業として調査したが、その選考基準5項目は以下のとおりである。

1. 企業の成長度合い（売上や利益増加率、自己資本増加率、投資額等）
2. 安定した雇用（従業員や職業訓練研修生の増減³⁸やインターンシップ学生の数、社員研修の充実度など）
3. 合理化や革新性（研究開発への投資、新商品やサービスとその生産過程、特許、取得認証など）
4. 地域への貢献度（教育機関や文化・スポーツ活動への関与等）
5. 顧客サービス（顧客対応やマーケティングへの支出等）

³⁷ <https://www.mittelstandspreis.com/>

³⁸ ドイツの職業訓練研修生(Auszubildende)は、学校内訓練教育及び企業等での学外技能実習を同時並行して行うことが義務付けられているが、企業側は労働需要によりその受入れ人数を自由に設定できる。(参考：[BMW - Erfolgsmodell Duale Ausbildung](#))

事例 1 : Umwelt-Geräte-Technik GmbH

ドイツ東部のポーランドとの国境に近い、ブランデンブルグ州メルキッシュ＝オーダーランド郡ミュンヘベルグに本社を構える Umwelt-Geräte-Technik GmbH^{39,40}は、環境測定技術ソリューションの提供に特化した中小企業である。1992 年、同町にあるライプニッツ農業景観・土地利用研究センター（ZALF: Zentrum für Agrarlandschafts- und Landnutzungsforschung e.V）⁴¹より独立する形で設立された。同社の従業員数は 41 名、2020 年の借対照表上の純利益は約 95 万ユーロ⁴²となっている。製品の販売先は欧州域内に限らず、中国、米国、韓国、豪州など 56 ヶ国へ納品実績があり、欧州域外の 20 ヶ国以上に点在する販売代理店を通じた国外市場の販売も、同社売上の 6 割を占める。また製品開発の過程を通じて特許 17 件と実用新案 1 件を取得している。さらに 2018 年には品質マネジメント認証制度である ISO9001:2015 を取得している。

創業当初は同研究所などで行われる土壌研究や水文学、地理学、生物学や生態学の研究にて屋内外で使用される計測・診断機器をオーダーメイドにて受注し、5 名にて開発製造から設置や修理等を行っていた。

その後 1999 年、マイクロエレクトロニクスや精密機械分野へも事業を拡大し、新たに導入した大型製造機械を用いた独自の生産ラインを確立。これにより、以前からの顧客の様々なニーズに対応したオーダーメイドによる製品開発製造と並行して新たな事業が展開されることとなった。2001 年には大容量の大型管ライシメーターの製造ラインを増設し、2004 年には土壌学用の実験室を開設、後の 2016 年には製造ライン用の敷地面積をそれまでの 2 倍にあたる 1800 m²に拡張している。

またライシメーターの試験場として、2010 年に隣国フランス東部オワーズ県オメクール（Omécourt）村にある「フランス科学研究会（French Scientific Interest Group、仏：Groupement d'Intérêt Scientifique sur les Friches Industrielles）」の敷地内にサービスセンターを開設した。フランス科学研究会は、様々な革新的学際研究を大学等の研究機関が企業と合同で行うために設立されたもので欧州員会の補助金も投入されている。同研究会の敷地は鉄鋼・炭鉱産業の跡地であり、安い土地代という利点があったほか、土壌実験にも適しているなど、同社にとって好条件が整っていたことが設立の決め手になった。

Umwelt-Geräte-Technik GmbH は独自の技術を用いて、新製品開発に加え、既存製品の改良を常に行っている。例えば圧力センサーの軽量小型化改良や無線化改造、高電導度や塩分濃度も測定できる湿度測定器と専用ソフトウェアの開発などだ。しかしこれらは社員の発案のみでなく、研究職職員を顧客サービス部門に配置させることで、顧客からのクレーム

³⁹ 同社ホームページ (<https://www.ugt-online.de/home/>)

⁴⁰ ミッテルシュタンド大賞受賞企業紹介 ([Preisträger 2020 aus Berlin/Brandenburg | Mittelstandspreis](#))

⁴¹ 1997 年に現在名、ライプニッツ農業景観研究センター「Leibniz-Zentrum für Agrarlandschaftsforschung (ZALF) e. V」に変更 (https://www.zalf.de/de/ueber_uns/Seiten/historie.aspx)

⁴² Creditreform (2021) Umwelt-Geräte-Technik GmbH. Creditreform Frankfurt Oder.

対応や問題解決などからも知見を得て、製品改良へと繋げることを恒常的に、また確実に行おうとする会社の姿勢が見て取れる。

このような姿勢は、顧客数増加への対応や製品ラインナップの拡充のために営業所としての支社をドイツ南部に開設していることから伺える。同社は、開設当初の2008年にドイツ南部ミュンヘン空港から程近い場所にあるフライジング＝ヴァイヘンシュテファン革新企業センターの一室を借りてスタートした。2020年には同空港南部に隣接した新興工業区域「ミュンヘン空港ビジネスパーク（Munich Airport Business Park）」に移転した。より空港に近い立地により、機器設置や機器稼働中の国内外の顧客に対し、より迅速に対応できるようになった。また販売測定機器の取扱いに関する研修もブラジル、中国、豪州を含む国内外で実施している。

Umwelt-Geräte-Technik GmbHの戦略は、主に自社製品に関するもののみであったが、近年では、米国等の水量や水質、液化ガス等の測定器メーカーや液体分析器メーカー、土壤研究用の実験設備やシステム開発会社と協力することで、同社の測定機器を用いた各種実験やプロジェクト計画の策定、実際の測定やその分析、データバンクの構築等の事業も行っている。また、一部の他社製品の修理なども受け付けている。

現在同社は従業員に加えて有給の職業訓練研修生1名とインターンシップ学生4名を生産ラインに受け入れ、その工程を学ぶだけでなく、その改良にも目を向かせている。労働環境にも配慮しており、特許取得などの際には従業員へ特別報酬を与えるほか、各種資格取得の支援、ホームオフィスの積極導入、社員合同の朝食やバーベキュー大会、観光など社内イベントも行っている。

加えて地域社会への貢献として、地元の保育園、乗馬クラブ、サッカークラブや地区のお祭り等への寄付も積極的に行っている。またドイツの都市にて開催されている博物館や大学、研究機関を深夜一般市民に開放する催し物「博物館の夜（Nacht der Museen）」にも参加し、環境問題や自然科学分野への興味を高めることへの一助も担っている。

同社の特にライシメーターの功績が称えられ、2020年にはミッテルシュタント大賞を受賞、2021年にはドバイにて開催される万博内に設置予定のドイツ・パビリオンにて同社技術を披露する予定となっている。

事例2：Help Tech GmbH

ドイツ南西部のバーデン＝ヴュルテンベルク州のほぼ中央にあるホルブ（Horb am Neckar）に位置する Help Tech GmbH⁴³は世界35カ国のある代理店を通じて、視覚障害者の生活をサポートする様々な電子機器を製造販売する中小企業である。代理店の多くは欧州だが、ブラジルやアルゼンチン等の南米、北米、中国やアラブ首長国連邦、さらにはウ

⁴³ Help Tech GmbH (<https://helptech.de/de/willkommen>)

⁴⁴ ミッテルシュタント大賞企業紹介(<https://www.mittelstandspreis.com/wettbewerb/single-newsmeldung/archive/2020/september/12/article/finalisten-2020-aus-baden-wuerttemberg/>)

ガンダ、ルワンダといったアフリカにも進出している。同社は従業員約 60 名、職業訓練研修生が 3 名所属している。

創業は 40 年以上前であり、1994 年に Handy Tech Elektronik GmbH として登録された。その後、従業員を 40 名にまで拡大し、製品開発と販売機能を大きく拡大した。その後、2017 年に現社名に変更している。同社は、世界で初めて点字端末を開発し、現在では 6 世代目が生産されている。この点字端末を利用して視覚障害者を正式に雇用、現在では従業員の三分の一が視覚障害者であり、障害者の自立支援にも大きく貢献している。

Help Tech GmbH の製品は、点字端末にて触れている部分を感知するためのアクティブ触覚制御(Active Tactile Control)技術に対し特許を取得した。これを利用した点字端末の開発、視覚障害者用の特殊なパソコンのキーボードや電子メモの開発を行っているが、これらの機器はスピーカーやその他一般の電子機器や各種端末との接続が可能だ。

さらに同社は様々な商品開発を手掛けている。点字印刷を行えるプリンターや朗読機器、文字読み上げ装置や紙媒体に印刷された文字を読み取る読み取り装置、文字や画像の拡大装置など多数の製品を開発した。また Windows や Mac といったパソコンの各種 OS やソフトウェア、携帯電話などの各種端末機器に対応したスクリーンリーダーのソフトウェア開発も行っている。

商品の特殊性から様々な顧客サービスを提供しているのも大きな特徴の一つだ。顧客の使用環境に対応してきめ細やかな相談対応やアフターサービスを提供しており、各機器の使用用途に応じた個別コンサルテーションや機器の設定変更、学校等の教育機関での利用、また機器購入の際に利用する社会保障制度に関する説明や支援など、その範囲は幅広い。そのためドイツ国内に顧客センターを 4 カ所設置している。国外顧客の対応は代理店に委託しているという。

次に、顧客サポートの一環として購入予定、もしくは購入した機器の研修や使用先にて取付けを行う出張サービスや遠隔操作によるリモート修理サービス等を行っている。言語もドイツ語に加え、英語、一部フランス語にも対応する。特にパソコンの利用に関してはグループ研修だけでなく個人研修も行う。また、故障した機器に関しては 3 年間の無料修理もしくは無料交換を行う保証サービスも提供している。同社は自社製品に「Made in Germany」を掲げており、品質マネジメント認証制度である ISO9001 を 1997 年に取得した。

また労働環境の改善にも力を入れる。従業員には年間 30 日間の有給休暇に加え、年末年始にもさらに 2 週間の有給休暇が与えられる。さらに子供を保育園に預ける際の保育料への補助や、原則無期限の労働契約の提示、等を行っている。

加えて、地域社会への貢献としてスポーツクラブのスポンサーや視覚障害者の団体組織への寄付やアフリカでの白内障治療プロジェクトの支援も行う。

このような製品や技術だけでなく、従業員の労働環境や社会貢献が評価され、ミッテルシュタント大賞ではバーデン＝ヴュルテンベルク州内の優良中小企業として選出された。

事例3：MarkSTAHL GmbH

ドイツ中東部でチェコ共和国との国境にほど近い場所にあるザクセン州エルツ山地郡ヤンスドルフ（Jahnsdorf）に立地する MarkSTAHL GmbH^{45,46}は 2018 年に設立され、スチール管の製造・加工業に従事している。創業開始も現社長が個人事業を始めた 2010 年と比較的社齡の若い企業である。

現在同企業は年間売上 650 万ユーロで 30 名の従業員と 4 名のインターンを抱え、2 社からの出資を受ける。同社の特徴としてスチールの価格でなく、高品質へのこだわりが挙げられる。たとえば、レーザーカット装置と曲げ加工装置を組み合わせることによる高度な 3D レーザーカットでは、一般的なレーザーカットに加え、精密曲げ加工を用いて様々な形を作り上げるといふ。また最新の溶接ロボットを用いて溶接滓がほとんど出ない精密溶接を行っている。さらに同社では、亜鉛引き・粉末コーティング・クロム引きなどの表面改質加工なども手掛ける。Industrie 4.0 を利用することで、製造加工のオートメーション化・スマート化にも取り組む。

これらの技術を用いて、オーダーメイドにて製品を提供することが同社の顧客対応の特徴だ。同社は、現場で同社技術や製品サンプルなどを見つつ、個別の製品コンセプトを顧客と共に打ち立てることを重視している。また世界市場から寄せられる顧客の様々なニーズに個別に対応できることで、自動車産業、衛生設備機器産業、医療機器産業、家具製造産業などへ高品質鋼管、特殊なスチールパイプ、精密鋼管、無縫性スチールパイプ、スチール型材、アルミ管、真鍮管等を供給している。またその製品や技術に対して DIN EN 1090（耐荷材）、及び DIN EN ISO 3834（溶接）の認証を取得している。

またここ 2 年では独自の製品を開発し、家具と乗馬用器具の生産を開始した。特に前者は地元のツピッカウ単科大学の芸術科の学生がデザインに協力している。4 年前には従業員数が現在の半分以下であったことから、事業が順調に進んでいる様子がうかがえる。

同企業は、製品だけでなく、環境配慮への取り組みも高く評価されている。移転間もない新しい工場や事務所建物は太陽光発電や加工機械の圧縮空気を温水や暖房装置に再利用する設備を設置し、建物には全面的に LED ランプを取り入れることでエネルギー効率を高めている。また環境に優しい使用部材の購入も積極的に行っている。

また従業員の労働環境の改善にも力を入れており、企業年金の設定、就労時間にこだわらないフレックスタイムの導入や製造・加工業務以外の者はコロナ対策の有無に関わらずホームオフィスを導入している。一方で、社員と一緒に過ごす時間を増やすべく共同朝食やボーリング大会、その他スポーツイベントやバーベキュー大会も頻繁に行うことで、社員間の交流を図っている。加えて社員への飲み物やお菓子の無料配布や、毎年の会社設立記念毎年のプレゼント配布なども行われている。

⁴⁵ 同社ホームページ (<https://www.markstahl.de/>)

⁴⁶ ミッテルシュタンド大賞受賞企業紹介 (<https://www.mittelstandspreis.com/wettbewerb/single-newsmeldung/article/preistraeger-2020-aus-sachsen/>)

このような企業内での取り組みに加え、同社は一日職業体験プログラムへの参加を通じて高校生らに職業への興味を持ってもらう取り組みや、地元卓球クラブや乗馬クラブ等のスポンサー提供を通じた、地域コミュニティの活性化にも貢献している。

これらの企業経営体制を評価するものとして、DIN EN ISO 9001:2015（品質管理）やDIN EN ISO 14001:2015（環境マネジメント）の認証取得、さらに2020年にはザクセン州の中小企業中で、ミッテルシュタント大賞を受賞した。